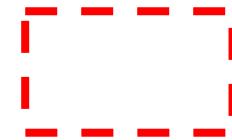


京田辺市下水道ビジョン新旧対照表

【凡例】

赤字 … 文章を修正した箇所

 … 表やグラフを修正した箇所

新 修正版	旧 前回ビジョン
	

2 ご挨拶

新 修正版	旧 前回ビジョン
	<p>ごあいさつ</p> <p>本市の下水道事業は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、公共用海域の水質保全を目的に、昭和 54 年（1979 年）に都市計画決定を行い、京都・大阪の大都市近郊に位置する立地環境や交通条件を生かした大規模な宅地開発、関西文化学術研究都市の建設及び同志社大学の開校などまちの発展にあわせ、下水処理人口と下水処理量の増加に対応するため計画的な整備拡大に邁進してまいりました。</p> <p>しかしながら、近年の下水道事業を取り巻く社会情勢を見ますと、人口減少社会の到来や施設の老朽化、災害発生リスクの増大など状況は大きく変化し、その中で、事業経営においてもより一層の健全化が求められています。</p> <p>このような状況のもと、下水道が将来にわたり、人々の暮らしに関わる水の循環の重要な役割を担い、計画的な事業を推進し、市民の衛生的かつ快適な暮らしを支えていくため、令和 11 年度（2029 年度）を目標年度とした、「京田辺市下水道ビジョン」を策定いたしました。</p> <p>このビジョンでは、本市の下水道事業の将来像を「未来へうけつぐ故郷の水」と掲げ、市民のみなさまに愛される下水道を目指すための進むべき方向性を示しています。</p> <p>今後は、下水道ビジョンに基づき、施策、事業を着実に実施し、将来にわたって、だれもが快適に暮らせるまちを目指してまいりたいと考えておりますので、みなさまのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>結びに、京田辺市上下水道事業経営審議会において貴重なご意見、ご提言をいただきました委員のみなさまをはじめ、パブリックコメント等の場を通じてご意見、ご協力をいただきました市民のみなさまに厚くお礼を申し上げます。</p> <p>令和2年（2020年）4月</p> <p>京田辺市長 上 村 崇</p>

3 目次

新 修正版	旧 前回ビジョン																																																																										
	<p>京田辺市下水道ビジョン 目 次</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はじめに</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>第1章 策定にあたって</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 1.1 策定趣旨</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> 1.2 位置付け</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> 1.3 目標年次と構成</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>第2章 下水道事業の概要</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td> 2.1 本市の概要</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td> 2.1.1 位置・地形</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td> 2.1.2 交通網</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td> 2.2 下水道事業の沿革</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td> 2.3 人口及び下水道有収水量の状況</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td> 2.4 施設の状況</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td> 2.4.1 汚水管路施設</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td> 2.4.2 処理施設</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td> 2.4.3 ポンプ施設</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td> 2.5 関連事業の状況</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>第3章 下水道事業の現状分析と評価</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td> 3.1 快適な水環境の創造（快適の視点）</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td> 3.1.1 下水道の普及状況</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td> 3.1.2 施設処理能力</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td> 3.1.3 河川水質の状況</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td> 3.2 いつでも使える下水道の提供（安定の視点）</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td> 3.2.1 老朽化施設</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td> 3.2.2 耐震化の進捗状況</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td> 3.2.3 危機管理体制の構築</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td> 3.2.4 非常時対策</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td> 3.3 安定した事業運営（持続の視点）</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td> 3.3.1 経営・財務の状況</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td> 3.3.2 浸入水の状況</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td> 3.3.3 利用者・事業者向けサービス</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td> 3.3.4 組織運営・技術者確保</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td> 3.3.5 省エネルギーの推進</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td> 3.3.6 國際貢献</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>第4章 将来見通しと課題の整理</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td> 4.1 人口・下水道有収水量の見通し</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td> 4.1.1 人口の見通し</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table>		ページ	はじめに	1	第1章 策定にあたって	2	1.1 策定趣旨	2	1.2 位置付け	3	1.3 目標年次と構成	3	第2章 下水道事業の概要	4	2.1 本市の概要	4	2.1.1 位置・地形	4	2.1.2 交通網	5	2.2 下水道事業の沿革	6	2.3 人口及び下水道有収水量の状況	9	2.4 施設の状況	11	2.4.1 汚水管路施設	11	2.4.2 処理施設	12	2.4.3 ポンプ施設	14	2.5 関連事業の状況	16	第3章 下水道事業の現状分析と評価	18	3.1 快適な水環境の創造（快適の視点）	18	3.1.1 下水道の普及状況	18	3.1.2 施設処理能力	19	3.1.3 河川水質の状況	19	3.2 いつでも使える下水道の提供（安定の視点）	20	3.2.1 老朽化施設	20	3.2.2 耐震化の進捗状況	23	3.2.3 危機管理体制の構築	23	3.2.4 非常時対策	24	3.3 安定した事業運営（持続の視点）	25	3.3.1 経営・財務の状況	25	3.3.2 浸入水の状況	35	3.3.3 利用者・事業者向けサービス	36	3.3.4 組織運営・技術者確保	37	3.3.5 省エネルギーの推進	38	3.3.6 國際貢献	38	第4章 将来見通しと課題の整理	39	4.1 人口・下水道有収水量の見通し	39	4.1.1 人口の見通し	39
	ページ																																																																										
はじめに	1																																																																										
第1章 策定にあたって	2																																																																										
1.1 策定趣旨	2																																																																										
1.2 位置付け	3																																																																										
1.3 目標年次と構成	3																																																																										
第2章 下水道事業の概要	4																																																																										
2.1 本市の概要	4																																																																										
2.1.1 位置・地形	4																																																																										
2.1.2 交通網	5																																																																										
2.2 下水道事業の沿革	6																																																																										
2.3 人口及び下水道有収水量の状況	9																																																																										
2.4 施設の状況	11																																																																										
2.4.1 汚水管路施設	11																																																																										
2.4.2 処理施設	12																																																																										
2.4.3 ポンプ施設	14																																																																										
2.5 関連事業の状況	16																																																																										
第3章 下水道事業の現状分析と評価	18																																																																										
3.1 快適な水環境の創造（快適の視点）	18																																																																										
3.1.1 下水道の普及状況	18																																																																										
3.1.2 施設処理能力	19																																																																										
3.1.3 河川水質の状況	19																																																																										
3.2 いつでも使える下水道の提供（安定の視点）	20																																																																										
3.2.1 老朽化施設	20																																																																										
3.2.2 耐震化の進捗状況	23																																																																										
3.2.3 危機管理体制の構築	23																																																																										
3.2.4 非常時対策	24																																																																										
3.3 安定した事業運営（持続の視点）	25																																																																										
3.3.1 経営・財務の状況	25																																																																										
3.3.2 浸入水の状況	35																																																																										
3.3.3 利用者・事業者向けサービス	36																																																																										
3.3.4 組織運営・技術者確保	37																																																																										
3.3.5 省エネルギーの推進	38																																																																										
3.3.6 國際貢献	38																																																																										
第4章 将来見通しと課題の整理	39																																																																										
4.1 人口・下水道有収水量の見通し	39																																																																										
4.1.1 人口の見通し	39																																																																										

内容に合わせて
修正

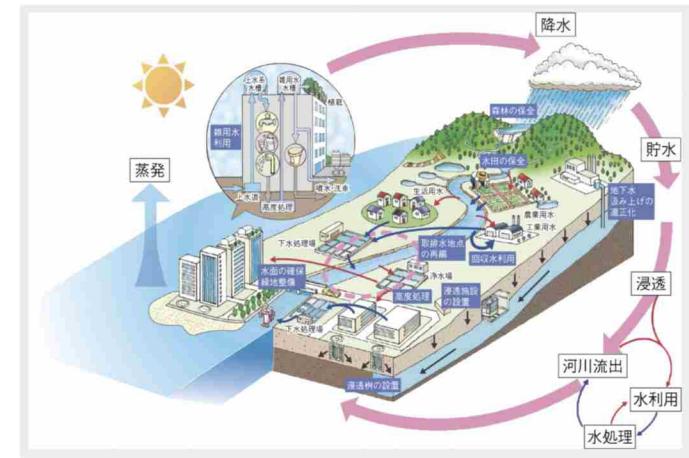
新 修正版	旧 前回ビジョン																																																																						
内容に合わせて 修正	<table> <tr> <td>4.1.2 下水道有収水量の見通し.....</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>4.2 施設改築・更新費用の発生見通し.....</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>4.2.1 下水道施設のストック</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>4.2.2 ストックマネジメント</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>4.3 財政収支の見通し</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>4.3.1 収益的収支の見通し</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>4.3.2 資本的収支や資金残高等の見通し</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>4.4 課題の整理</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>第5章 将来像と目標.....</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>5.1 将来像</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>5.2 目標及び施策体系</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>5.2.1 目標</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>5.2.2 施策体系</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>第6章 目標を実現するための施策</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>6.1 快適な暮らしを支える下水道（快適）</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>6.1.1 【重点施策】水洗化率の向上</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>6.1.2 下水道整備困難地区の検討</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>6.2 いつでも使える下水道（安定）</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>6.2.1 【重点施策】老朽設備や老朽管の改築・更新</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>6.2.2 施設や管路の耐震化</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>6.3 いつまでも使いづけられる下水道（持続）</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>6.3.1 【重点施策】効率的な資産管理</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>6.3.2 浸入水対策</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>6.3.3 農業集落排水事業の効率化</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>6.3.4 【重点施策】財源の確保</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>6.3.5 【重点施策】料金体系の見直し</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>6.3.6 【重点施策】柔軟な組織機構への改革</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>6.3.7 技術者の確保</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>第7章 事業計画の概要とフォローアップ</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>7.1 事業計画の概要</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>7.2 ビジョンのフォローアップ</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>資料1（用語集）</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>資料2（京田辺市上下水道事業経営審議会）</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>審議会規程</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>審議会委員名簿</td> <td>79</td> </tr> </table>	4.1.2 下水道有収水量の見通し.....	41	4.2 施設改築・更新費用の発生見通し.....	42	4.2.1 下水道施設のストック	42	4.2.2 ストックマネジメント	43	4.3 財政収支の見通し	44	4.3.1 収益的収支の見通し	45	4.3.2 資本的収支や資金残高等の見通し	47	4.4 課題の整理	49	第5章 将来像と目標.....	50	5.1 将来像	50	5.2 目標及び施策体系	51	5.2.1 目標	51	5.2.2 施策体系	53	第6章 目標を実現するための施策	54	6.1 快適な暮らしを支える下水道（快適）	54	6.1.1 【重点施策】水洗化率の向上	54	6.1.2 下水道整備困難地区の検討	55	6.2 いつでも使える下水道（安定）	56	6.2.1 【重点施策】老朽設備や老朽管の改築・更新	56	6.2.2 施設や管路の耐震化	57	6.3 いつまでも使いづけられる下水道（持続）	59	6.3.1 【重点施策】効率的な資産管理	60	6.3.2 浸入水対策	61	6.3.3 農業集落排水事業の効率化	62	6.3.4 【重点施策】財源の確保	63	6.3.5 【重点施策】料金体系の見直し	64	6.3.6 【重点施策】柔軟な組織機構への改革	65	6.3.7 技術者の確保	66	第7章 事業計画の概要とフォローアップ	67	7.1 事業計画の概要	67	7.2 ビジョンのフォローアップ	68	資料1（用語集）	69	資料2（京田辺市上下水道事業経営審議会）	74	審議会規程	74	審議会委員名簿	79
4.1.2 下水道有収水量の見通し.....	41																																																																						
4.2 施設改築・更新費用の発生見通し.....	42																																																																						
4.2.1 下水道施設のストック	42																																																																						
4.2.2 ストックマネジメント	43																																																																						
4.3 財政収支の見通し	44																																																																						
4.3.1 収益的収支の見通し	45																																																																						
4.3.2 資本的収支や資金残高等の見通し	47																																																																						
4.4 課題の整理	49																																																																						
第5章 将来像と目標.....	50																																																																						
5.1 将来像	50																																																																						
5.2 目標及び施策体系	51																																																																						
5.2.1 目標	51																																																																						
5.2.2 施策体系	53																																																																						
第6章 目標を実現するための施策	54																																																																						
6.1 快適な暮らしを支える下水道（快適）	54																																																																						
6.1.1 【重点施策】水洗化率の向上	54																																																																						
6.1.2 下水道整備困難地区の検討	55																																																																						
6.2 いつでも使える下水道（安定）	56																																																																						
6.2.1 【重点施策】老朽設備や老朽管の改築・更新	56																																																																						
6.2.2 施設や管路の耐震化	57																																																																						
6.3 いつまでも使いづけられる下水道（持続）	59																																																																						
6.3.1 【重点施策】効率的な資産管理	60																																																																						
6.3.2 浸入水対策	61																																																																						
6.3.3 農業集落排水事業の効率化	62																																																																						
6.3.4 【重点施策】財源の確保	63																																																																						
6.3.5 【重点施策】料金体系の見直し	64																																																																						
6.3.6 【重点施策】柔軟な組織機構への改革	65																																																																						
6.3.7 技術者の確保	66																																																																						
第7章 事業計画の概要とフォローアップ	67																																																																						
7.1 事業計画の概要	67																																																																						
7.2 ビジョンのフォローアップ	68																																																																						
資料1（用語集）	69																																																																						
資料2（京田辺市上下水道事業経営審議会）	74																																																																						
審議会規程	74																																																																						
審議会委員名簿	79																																																																						

はじめに

下水道の役割

■水の循環

水は、雨として空から大地に降り注ぎ、川や地下水となり、生活水となります。生活排水や川の水はいずれも海に流れますが、いろんなところで蒸発して、やがてそれらが雲となって、再び雨になります。このように水は循環しており、生活排水などが原因で魚が住めないような河川となってしまうことがあります。下水道により水をきれいにして、川や海へ放流し、自然界のバランスを保つことが大切です



★循環する水のイメージ図
(出典) 水循環について「内閣官房水循環政策本部事務局 HP」

下水道にはつぎのような役割があります。

●公衆衛生の向上

生活あるいは生産活動に伴って発生する汚水がすみやかに排除されず、住宅周辺に停滞していると、蚊や蝇の発生源となったり、悪臭の発生源となり、周辺環境を悪化させることになります。下水道を整備することにより、汚水をすみやかに排除し、公衆衛生の向上が図られます。

●生活環境の改善

下水道が整備されると便所の水洗化が可能となり、個々の住宅で衛生的で快適な生活を送れるだけでなく、し尿は下水管によって、他の汚水と共に運搬され、下水処理場で効果的に処理されることになり、生活環境の改善が図られます。

●公共用水域の水質保全

下水道は、汚水を収集、運搬、処理することから、河川などの公共用水域の水質汚濁の防止に積極的な役割を果たし、公共用水域の水質保全を図ります。

●浸水の防除

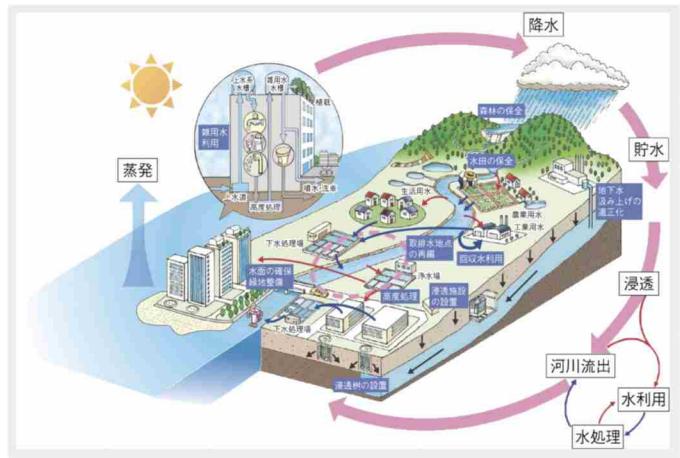
下水道は、河川や水路と同様に雨水排除のための機能を有しています。河川が治水上の根幹施設であるのに対して、下水道は、降った雨を集めて河川、海域、湖沼等へ排除する役割を受け持っています。浸水被害の防除は、住民の生命と財産を守ると同時に、交通等の都市機能確保の観点からも、必要不可欠です。

はじめに

下水道の役割

■水の循環

水は、雨として空から大地に降り注ぎ、川や地下水となり、生活水となります。生活排水や川の水はいずれも海に流れますが、いろんなところで蒸発して、やがてそれらが雲となって、再び雨になります。このように水は循環しており、生活排水などが原因で魚が住めないような河川となってしまうことがあります。下水道により水をきれいにして、川や海へ放流し、自然界のバランスを保つことが大切です



★循環する水のイメージ図
(出典) 水循環について「内閣官房水循環政策本部事務局 HP」

下水道にはつぎのような役割があります。

●公衆衛生の向上

生活あるいは生産活動に伴って発生する汚水がすみやかに排除されず、住宅周辺に停滞していると、蚊や蝇の発生源となったり、悪臭の発生源となり、周辺環境を悪化させることになります。下水道を整備することにより、汚水をすみやかに排除し、公衆衛生の向上が図られます。

●生活環境の改善

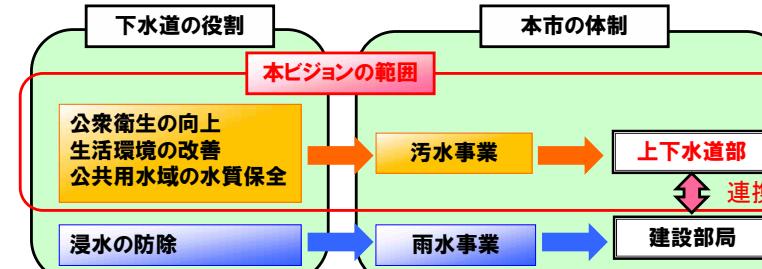
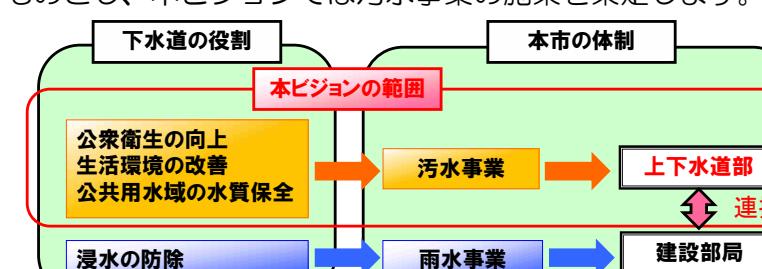
下水道が整備されると便所の水洗化が可能となり、個々の住宅で衛生的で快適な生活を送れるだけでなく、し尿は下水管によって、他の汚水と共に運搬され、下水処理場で効果的に処理されることになり、生活環境の改善が図られます。

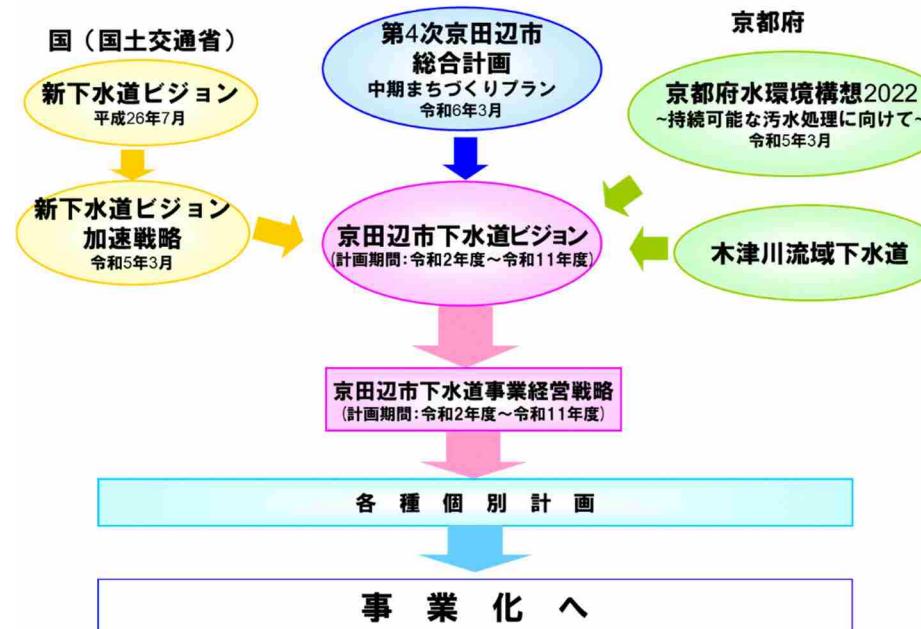
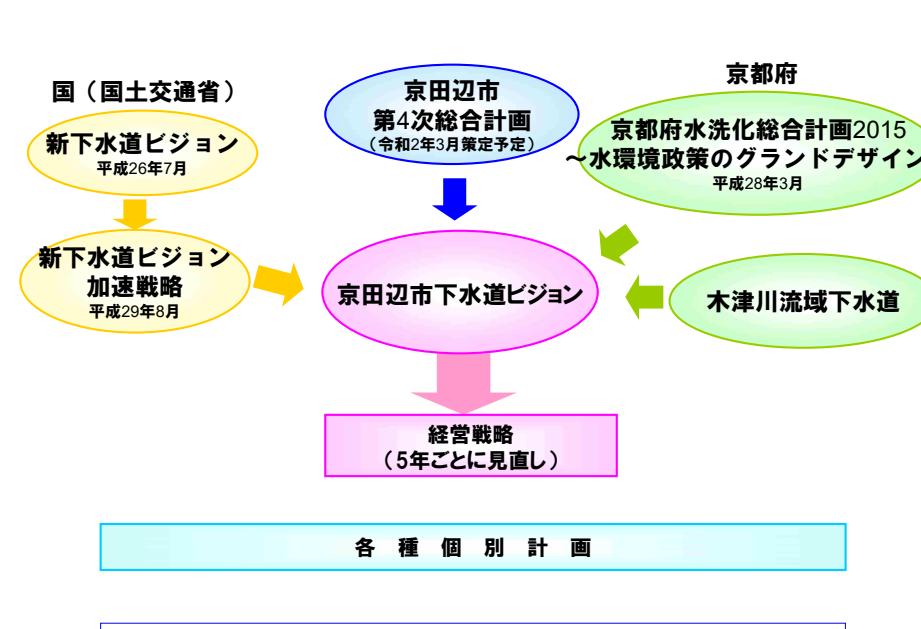
●公共用水域の水質保全

下水道は、汚水を収集、運搬、処理することから、河川などの公共用水域の水質汚濁の防止に積極的な役割を果たし、公共用水域の水質保全を図ります。

●浸水の防除

下水道は、河川や水路と同様に雨水排除のための機能を有しています。河川が治水上の根幹施設であるのに対して、下水道は、降った雨を集めて河川、海域、湖沼等へ排除する役割を受け持っています。浸水被害の防除は、住民の生命と財産を守ると同時に、交通等の都市機能確保の観点からも、必要不可欠です。

新 修正版	旧 前回ビジョン
<p>第1章 中間見直しにあたって</p> <p>1.1 中間見直しの趣旨</p> <p>本市の下水道事業は、昭和 54 年（1979）1 月に都市計画決定を行い、京都府の流域下水道洛南浄化センターへの接続に合わせて、昭和 61 年（1986）3 月に大住工業専用地域の一部で供用を開始しました。</p> <p>現在の処理区域は約 1,215ha で、29,900 件余りの家庭や事業所において下水道を利用しており、人口普及率は 98.7% に達しています（令和 5 年度末）。</p> <p>下水道事業は、下水道処理区域内の住民の生活のみならず、京田辺市全域の公衆衛生の向上、また、公共用水域の水質保全のために非常に大切な事業です。</p> <p>一方、財政面では、「雨水公費・汚水私費」の原則のもと、汚水処理に要する経費を下水道使用料で賄わなければならぬ独立採算制の原則が適用される事業であり、平成 30 年（2018）4 月から、地方公営企業法を適用し事業を運営しています。</p> <p>今後は、将来予測される処理水量の伸び悩みにより使用料収入の大幅な増加が見込めない中で、老朽化施設の更新や耐震化による災害に強い施設の整備を進めなければならず、下水道事業の経営を取り巻く環境は一段と厳しさを増していきます。</p> <p>さらに、市の公共下水道事業は、単独で処理場を保有しておらず、京都府流域下水道処理施設により処理していますが、処理施設の負荷を軽減するためにも、有収率の低下の原因である浸入水対策が課題となっています。</p> <p>このように多岐にわたる課題に対し、中長期的な視点で解決の方向性（みちしるべ）を示すものとして「京田辺市下水道ビジョン」を策定しました。</p> <p>現行の「京田辺市下水道ビジョン」（令和 2 年度（2020）から 5 年が経過し、目標年度である令和 11 年度（2029）までの折り返し地点にあたることから、これまでの取組みを振り返り、必要な見直しを行うものです。</p> <p>なお、下水道の役割には、前述したとおり、「公衆衛生の向上」、「生活環境の改善」、「公共用水域の水質保全」、「浸水の防除」等があり、大別すると汚水事業と雨水事業があります。本市は、水路整備等の雨水事業は主に建設部局で実施しているため、「浸水の防除」については建設部局と連携して実施していくものとし、本ビジョンでは汚水事業の施策を策定します。</p>  <p>図 1.1 ビジョンの範囲</p>	<p>第1章 策定にあたって</p> <p>1.1 策定趣旨</p> <p>本市の下水道事業は、昭和 54 年（1979）1 月に都市計画決定を行い、京都府の流域下水道洛南浄化センターへの接続に合わせて、昭和 61 年（1986）3 月に大住工業専用地域の一部で供用を開始しました。</p> <p>現在の処理区域は約 1,176ha で、28,300 件余りの家庭や事業所において下水道を利用しており、人口普及率は 98.5% に達しています。</p> <p>下水道事業は、下水道処理区域内の住民の生活のみならず、京田辺市全域の公衆衛生の向上、また、公共用水域の水質保全のために非常に大切な事業です。</p> <p>一方、財政面では、「雨水公費・汚水私費」の原則のもと、汚水処理に要する経費を下水道使用料で賄わなければならぬ独立採算制の原則が適用される事業です。</p> <p>また、平成 30 年（2018）4 月に、地方公営企業法を適用し、経営状況が明確化されることを受けて、経営の健全化が喫緊の課題となっています。</p> <p>将来予測される処理水量の伸び悩みにより使用料収入の大幅な増加が見込めない中で、老朽化施設の更新や耐震化による災害に強い施設の整備を進めなければならず、下水道事業の経営を取り巻く環境は一段と厳しさを増していきます。</p> <p>さらに、市の公共下水道事業は、単独で処理場を保有しておらず、京都府流域下水道処理施設により処理していますが、処理施設の負荷を軽減するためにも、近年の有収率の低下の原因である浸入水対策が課題となっており、平成 30 年度（2018）に浸入水調査を実施しています。</p> <p>このように多岐にわたる課題に対し、中長期的な視点で解決の方向性（みちしるべ）を示すものとして「京田辺市下水道ビジョン」を策定しました。</p> <p>なお、下水道の役割には、前述したとおり、「公衆衛生の向上」、「生活環境の改善」、「公共用水域の水質保全」、「浸水の防除」等があり、大別すると汚水事業と雨水事業があります。本市は、水路整備等の雨水事業は主に建設部局で実施しているため、「浸水の防除」については建設部局と連携して実施していくものとし、本ビジョンでは汚水事業の施策を策定します。</p>  <p>図 1.1 ビジョンの範囲</p>

新 修正版	旧 前回ビジョン																
<p>1.2 位置付け</p> <p>下水道ビジョンは、本市の第4次総合計画や国の下水道ビジョン、府の京都府水洗化総合計画等を上位計画とする下水道事業のマスタープランです。本ビジョンをもとにして、経営戦略や各種個別計画を立案し、事業化をめざします（図 1.2 参照）。</p>  <p>図 1.2 本市下水道ビジョンの位置付け</p> <p>1.3 目標年次と構成</p> <p>本市下水道ビジョンは、令和 2 年度（2020）に策定し目標年次を令和 11 年度（2029）としています。</p> <p>計画期間の折り返しにあたる令和 6 年度（2024）には、事業の進捗評価や社会情勢などの変化を踏まえながら中間見直しを行いました。</p> <p>本ビジョンの構成は、本市下水道事業の概要紹介の後、下水道事業の現状や将来見通しから得られた各種課題に対して半世紀先を見据えた将来像（基本理念）を掲げ、目標年次である令和 11 年度（2029）における目標（基本方針）とその実現のための施策を示すとともに、ビジョン推進に向けた事業計画とフォローアップの考え方を示しています。</p> <table border="1" data-bbox="349 1751 1429 1954"> <tr> <td>第1章 中間見直しにあたって</td> <td>第5章 将来像と目標</td> </tr> <tr> <td>第2章 下水道事業の概要</td> <td>第6章 目標を実現するための施策</td> </tr> <tr> <td>第3章 下水道事業の現状分析と評価</td> <td>第7章 事業計画の概要とフォローアップ</td> </tr> <tr> <td>第4章 将来見通しと課題の整理</td> <td>ツブ</td> </tr> </table>	第1章 中間見直しにあたって	第5章 将来像と目標	第2章 下水道事業の概要	第6章 目標を実現するための施策	第3章 下水道事業の現状分析と評価	第7章 事業計画の概要とフォローアップ	第4章 将来見通しと課題の整理	ツブ	<p>1.2 位置付け</p> <p>下水道ビジョンは、本市の第4次総合計画や国の下水道ビジョン、府の京都府水洗化総合計画等を上位計画とする下水道事業のマスタープランです。本ビジョンをもとにして、経営戦略や各種個別計画を立案し、事業化をめざします（図 1.2 参照）。</p>  <p>図 1.2 本市下水道ビジョンの位置付け</p> <p>1.3 目標年次と構成</p> <p>中長期的な視点で課題解決の方向性を示すため、本市下水道ビジョンの目標年次は、策定時（令和 2 年度（2020））から 10 年後にあたる令和 11 年度（2029）とします。</p> <p>本ビジョンは、次に示すとおりであり、本市下水道事業の概要を紹介した後、下水道事業の現状や将来見通しから得られた各種課題に対し、まず 50 年先を見据えた将来像（基本理念）を掲げ、その後に 10 年先の目標（基本方針）とその実現のための施策を提示します。最後には、ビジョン推進に向けた事業計画とフォローアップの考え方を提示します。</p> <table border="1" data-bbox="1651 1706 2763 1886"> <tr> <td>第1章 策定にあたって</td> <td>第5章 将来像と目標</td> </tr> <tr> <td>第2章 下水道事業の概要</td> <td>第6章 目標を実現するための施策</td> </tr> <tr> <td>第3章 下水道事業の現状分析と評価</td> <td>第7章 事業計画の概要とフォローアップ</td> </tr> <tr> <td>第4章 将来見通しと課題の整理</td> <td>ツブ</td> </tr> </table>	第1章 策定にあたって	第5章 将来像と目標	第2章 下水道事業の概要	第6章 目標を実現するための施策	第3章 下水道事業の現状分析と評価	第7章 事業計画の概要とフォローアップ	第4章 将来見通しと課題の整理	ツブ
第1章 中間見直しにあたって	第5章 将来像と目標																
第2章 下水道事業の概要	第6章 目標を実現するための施策																
第3章 下水道事業の現状分析と評価	第7章 事業計画の概要とフォローアップ																
第4章 将来見通しと課題の整理	ツブ																
第1章 策定にあたって	第5章 将来像と目標																
第2章 下水道事業の概要	第6章 目標を実現するための施策																
第3章 下水道事業の現状分析と評価	第7章 事業計画の概要とフォローアップ																
第4章 将来見通しと課題の整理	ツブ																

第2章 下水道事業の概要

2.1 本市の概要

2.1.1 位置・地形

本市は、京都府南部の山城地域の中央やや西寄りに位置しており、京都府、大阪府、奈良県にまたがる京阪奈丘陵の北東部にあたり、市の中心部から京都市へ約 22km、大阪市へ約 28km、奈良市へ約 15km の距離で、三都市を結ぶ三角形のほぼ中心に位置しています。

地形は、市の西部に生駒山系から連なる緩やかな丘陵地帯が広がり、市の東端を流れる木津川に沿って平坦地が広がっています。丘陵地帯を水源とする市内の河川は、すべて木津川に流入しています（図2.1参照）。

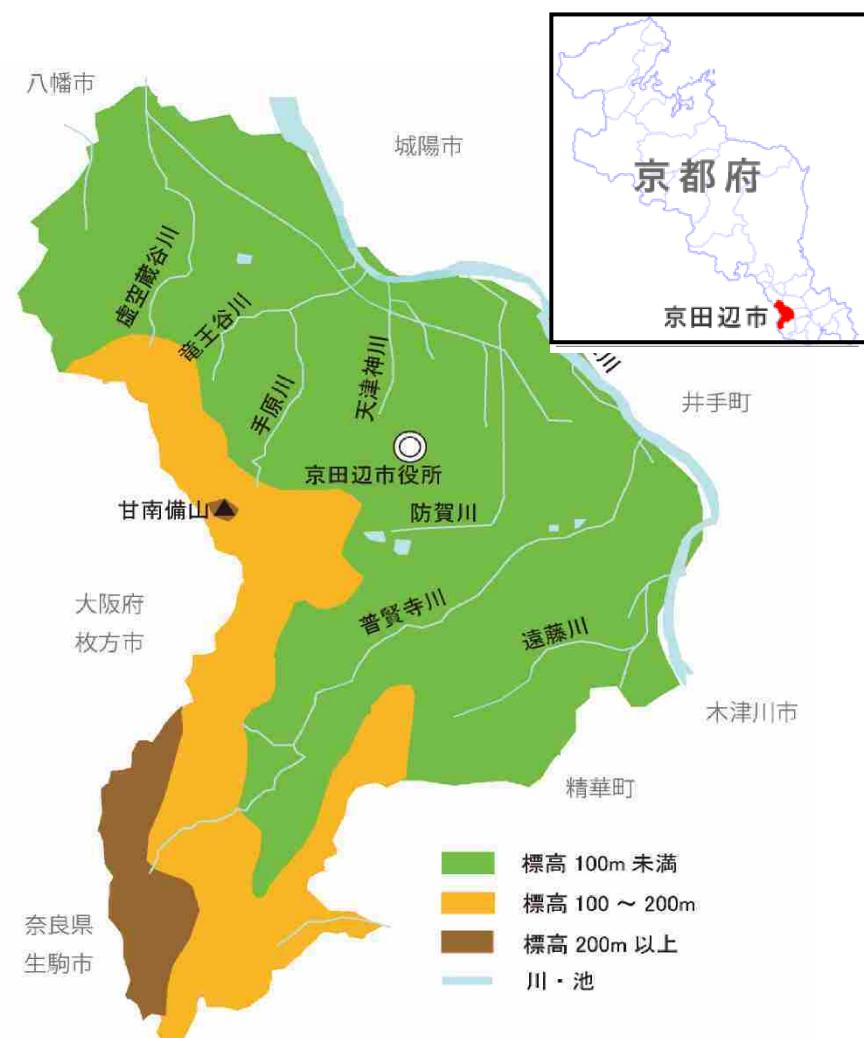


図 2.1 本市の地形

第2章 下水道事業の概要

2.1 本市の概要

2.1.1 位置・地形

本市は、京都府南部の山城地域の中央やや西寄りに位置しており、京都府、大阪府、奈良県にまたがる京阪奈丘陵の北東部にあたり、市の中心部から京都市へ約 22km、大阪市へ約 28km、奈良市へ約 15km の距離で、三都市を結ぶ三角形のほぼ中心に位置しています。

地形は、市の西部に生駒山系から連なる緩やかな丘陵地帯が広がり、市の東端を流れる木津川に沿って平坦地が広がっています。丘陵地帯を水源とする市内の河川は、すべて木津川に流入しています（図2.1参照）。

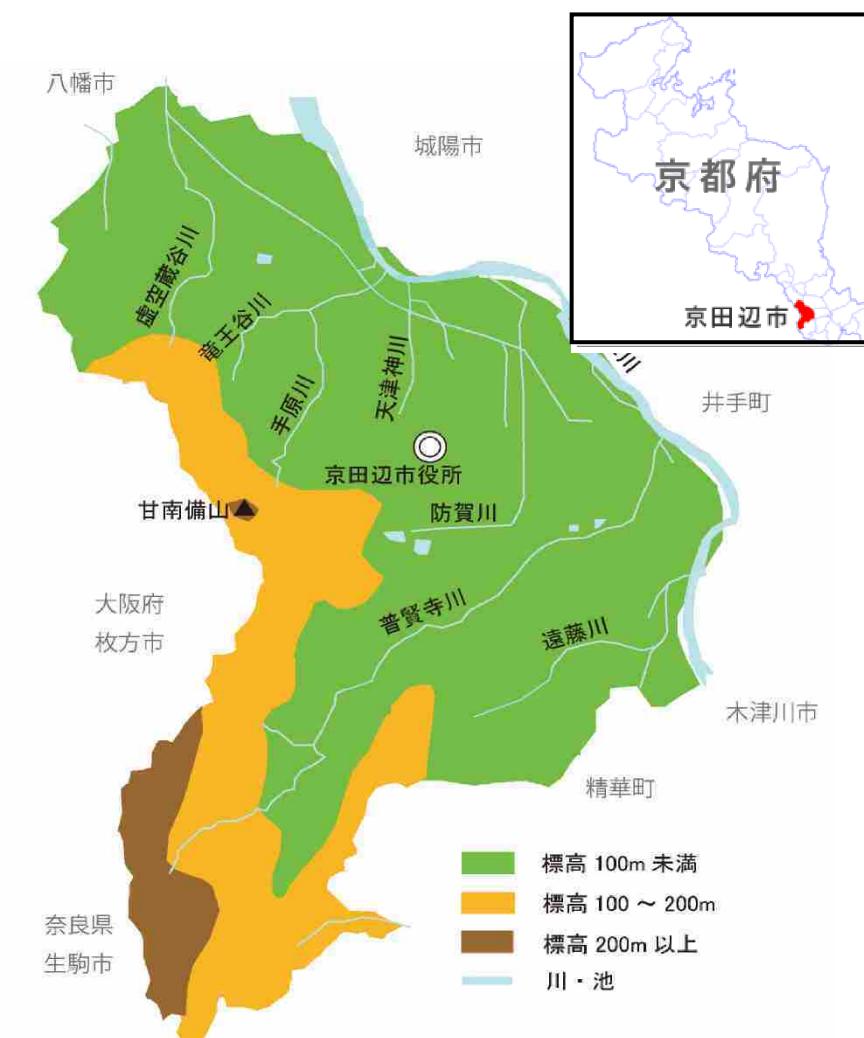


図 2.1 本市の地形

新 修正版	旧 前回ビジョン
<p>2.1.2 交通網</p> <p>主要な幹線道路としては、東西に国道 307 号、府道生駒井手線、南北に第二京阪道路、京奈和自動車道と府道八幡木津線が通っており、京阪神方面へ向かう京都府南部における交通の結節点となっています。現在は新名神高速道路が事業中であり、完成すれば京都府南部のみならず、近畿の交通結節点としての役割が期待されています。</p> <p>鉄道線は、市域に JR 片町線（学研都市線）と近鉄京都線の 2 つが通っており、市域内の鉄道駅としては、JR 片町線（学研都市線）が 5 駅、近鉄京都線が 4 駅あります。京都市、大阪市からの所要時間は 1 時間以内であり、ベッドタウンとして発展してきました（図 2.2 参照）。</p>  <p>図 2.2 本市の交通網</p>	<p>2.1.2 交通網</p> <p>主要な幹線道路としては、東西に国道 307 号、府道生駒井手線、南北に第二京阪道路、京奈和自動車道と府道八幡木津線が通っており、京阪神方面へ向かう京都府南部における交通の結節点となっています。現在は新名神高速道路が事業中であり、完成すれば京都府南部のみならず、近畿の交通結節点としての役割が期待されています。</p> <p>鉄道線は、市域に JR 片町線（学研都市線）と近鉄京都線の 2 つが通っており、市域内の鉄道駅としては、JR 片町線（学研都市線）が 5 駅、近鉄京都線が 4 駅あります。京都市、大阪市からの所要時間は 1 時間以内であり、ベッドタウンとして発展してきました（図 2.2 参照）。</p>  <p>図 2.2 本市の交通網</p>

2.2 下水道事業の沿革

下水道事業の創設は、昭和 54 年（1979）1 月に都市計画決定を行い、京都府の流域下水道洛南浄化センターへの接続に合わせて、昭和 61 年（1986）3 月に大住工業専用地域の一部で供用を開始しました。公共下水道事業は、京都府木津川流域下水道の洛南浄化センターで処理する流域関連公共下水道であり、関連市町は、京田辺市、京都市、宇治市、城陽市、八幡市、木津川市、久御山町及び井手町の 6 市 2 町です。収集された汚水は、同浄化センターで処理され、宇治川に放流しています。また、農業集落排水事業は、打田、天王、高船の 3 地区で処理施設の整備が完了しています。

事業の概要は表 2.1～2.2 に示すとおりです。また、位置図を図 2.3 に示します。

表 2.1 木津川流域関連京田辺市公共下水道計画の概要

項目		全体計画			事業計画				
計画目標年度		令和12年度			令和6年度				
排除方式		分流式			分流式				
区域 (ha)	市街化区域	(汚水)	1,085.40	(雨水)	64.5	(汚水)	1,085.40	(雨水)	64.5
	市街化調整区域	(汚水)	336.79	(雨水)	0.0	(汚水)	261.02	(雨水)	0.0
	計	(汚水)	1,422.19	(雨水)	64.5	(汚水)	1,346.42	(雨水)	64.5
人口 (人)	市街化区域	68,576			66,269				
	市街化調整区域	6,781			4,731				
	計	75,357			71,000				
汚水量 原単位 (m ³ /日)	区分	日平均	日最大	時間最大	同左				
	常住人口	240	280	480					
	営業	35	40	70					
	地下水	50	50	50					
	計	325	370	600					
計画汚水量 (m ³ /日)	区分	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大		
	家庭汚水	24,491	27,882	45,214	23,075	26,270	42,600		
	工場排水	4,664	4,664	9,328	4,664	4,664	9,328		
	その他排水	1,832	1,991	3,823	1,227	1,386	2,613		
	計	30,987	34,537	58,365	28,966	32,320	54,541		
汚濁負荷量 (kg/日)	区分	BOD	SS	T-N	T-P	BOD	SS	T-N	T-P
		7,245	6,900	1,208	155	6,510	6,200	1,085	140
水質 (mg/L)	汚濁負荷量 (kg/日)	210	200	35	4.5	210	200	35	4.5
	水質 (mg/L)	9処理分区	同左			同左			

（出典）京都府木津川流域関連京田辺市公共下水道（洛南処理区）事業計画変更協議申出書から引用（令和 2 年 3 月）

表 2.2 農業集落排水事業の概要

項目		打田	天王	高船
事業名	農村総合整備モデル事業	農業集落排水事業	農業集落排水事業	
計画処理戸数（戸）	101	110	38	
計画処理人口（人）	420	480	200	
処理対象汚水	し尿・雑排水	し尿・雑排水	し尿・雑排水	
管渠（km）	2.9	5.1	1.6	
中継ポンプ施設（箇所）	1	7	1	
事業費（百万円）	631	800	390	
着工年度	平成元年度	平成5年度	平成13年度	
完成年度	平成8年度	平成12年度	平成18年度	

（出典）京田辺市農業集落排水事業パンフレット

2.2 下水道事業の沿革

下水道事業の創設は、昭和 54 年（1979）1 月に都市計画決定を行い、京都府の流域下水道洛南浄化センターへの接続に合わせて、昭和 61 年（1986）3 月に大住工業専用地域の一部で供用を開始しました。公共下水道事業は、京都府木津川流域下水道の洛南浄化センターで処理する流域関連公共下水道であり、関連市町は、京田辺市、京都市、宇治市、城陽市、八幡市、木津川市、久御山町及び井手町の 6 市 2 町です。収集された汚水は、同浄化センターで処理され、宇治川に放流しています。また、農業集落排水事業は、打田、天王、高船の 3 地区で処理施設の整備が完了しています。

事業の概要は表 2.1～2.2 に示すとおりです。また、位置図を図 2.3 に示します。

表 2.1 木津川流域関連京田辺市公共下水道計画の概要

項目		全体計画			事業計画				
計画目標年度		平成37年度			平成31年度				
排除方式		分流式			分流式				
区域 (ha)	市街化区域	(汚水)	1,085.4	(雨水)	64.5	(汚水)	1,085.4	(雨水)	64.5
	市街化調整区域	(汚水)	301.1	(雨水)	0.0	(汚水)	183.0	(雨水)	0.0
	計	(汚水)	1,386.5	(雨水)	64.5	(汚水)	1,268.4	(雨水)	64.5
人口 (人)	市街化区域	68,036			64,243				
	市街化調整区域	8,049			4,865				
	計	76,085			69,108				
汚水量 原単位 (m ³ /日)	区分	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	同左	
	常住人口	245	350	600	35	55	90		
	営業	60	60	60	1,261	1,420	2,681		
	地下水	340	465	750	558	717	1,275		
	計	31,500	41,122	68,404	28,381	37,176	61,765		
計画汚水量 (m ³ /日)	区分	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	同左	
	家庭汚水	25,868	35,376	57,071	23,497	32,133	51,838		
	工場排水	4,326	4,326	8,652	4,326	4,326	8,652		
	その他排水	1,261	1,420	2,681	558	717	1,275		
	計	31,455	41,122	68,404	28,381	37,176	61,765		
汚濁負荷量 (kg/日)	区分	BOD	SS	T-N	T-P	BOD	SS	T-N	T-P
		8,636	8,224	1,439	185	7,807	7,435	1,301	167
	水質 (mg/L)	210	200	35	4.5	210	200	35	4.5
処理分区		9処理分区			同左			同左	

（出典）京都府木津川流域関連京田辺市公共下水道（洛南処理区）事業計画（変更）協議申出書から引用

（平成 29 年（2017）5 月現在）

表 2.2 農業集落排水事業の概要

項目		打田	天王	高船
事業名	農村総合整備モデル事業	農業集落排水事業	農業集落排水事業	
計画処理戸数（戸）	101	110	38	
計画処理人口（人）	420	480	200	
処理対象汚水	し尿・雑排水	し尿・雑排水	し尿・雑排水	
管渠（km）	2.9	5.1	1.6	
中継ポンプ施設（箇所）	1	7	1	
事業費（百万円）	631	800	390	
着工年度	平成元年度	平成5年度	平成13年度	
完成年度	平成8年度	平成12年度	平成18年度	

（出典）京田辺市農業集落排水事業パンフレット

新 修正版

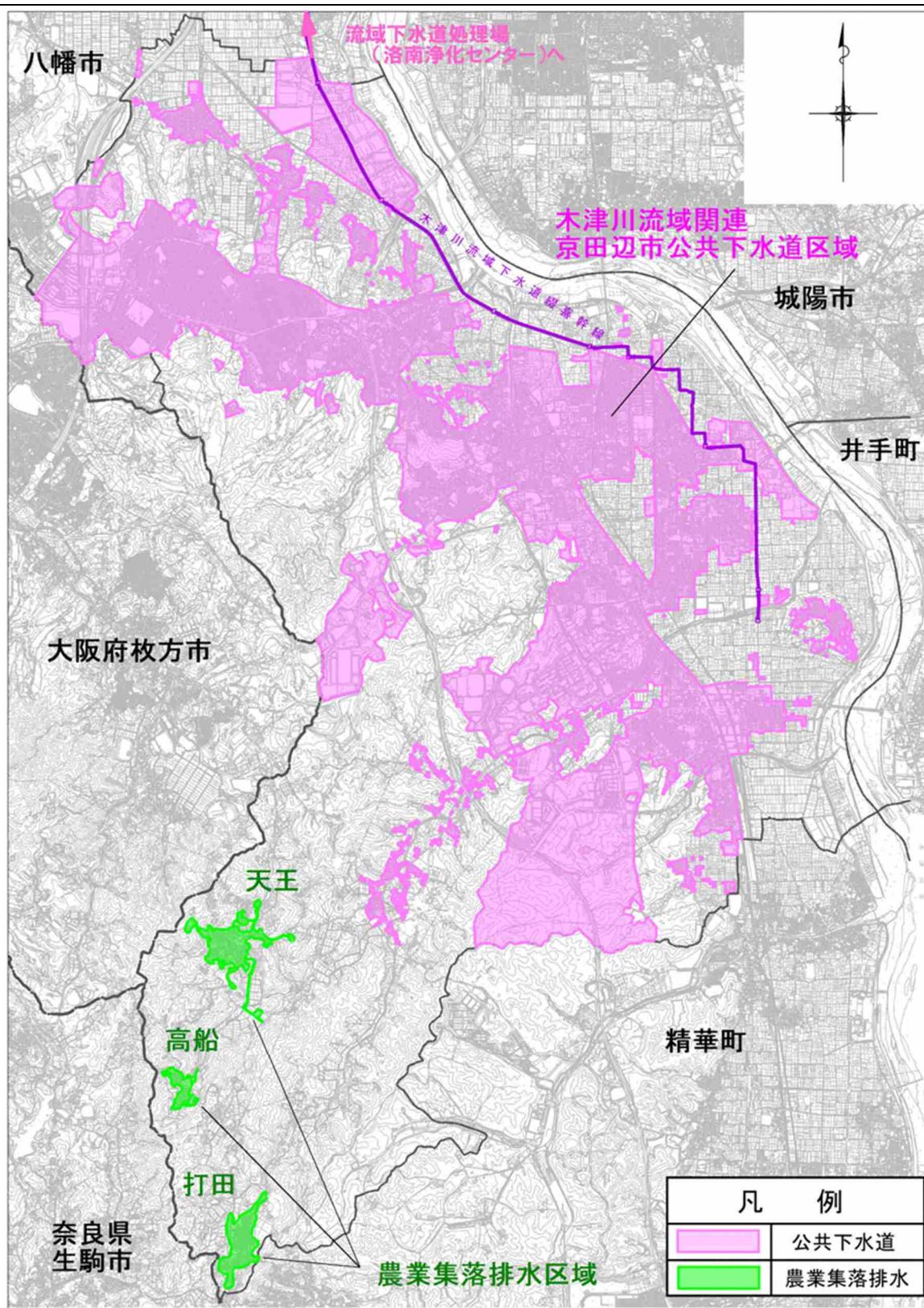


図 2.3 下水道事業の位置図

旧 前回ビジョン

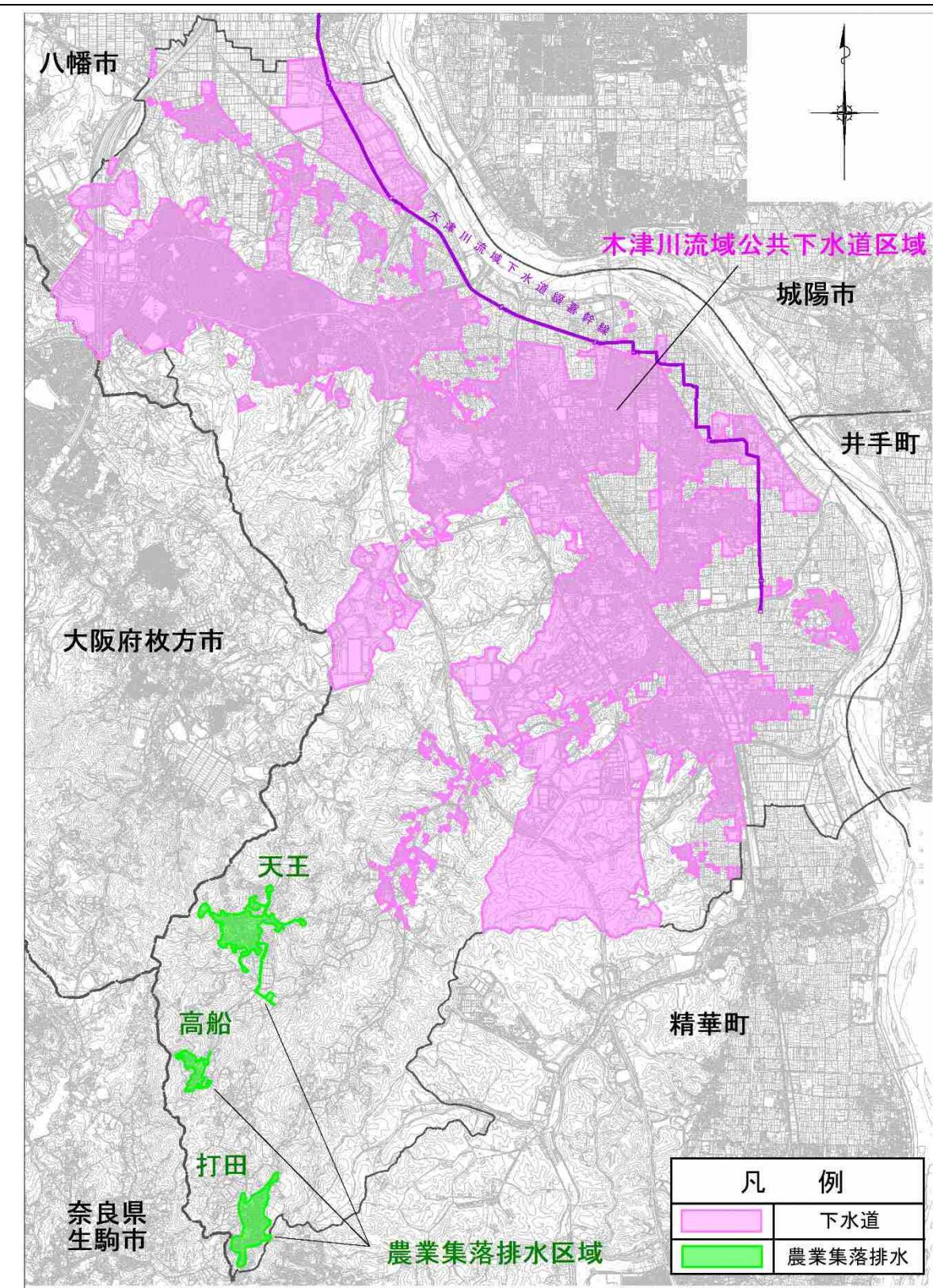
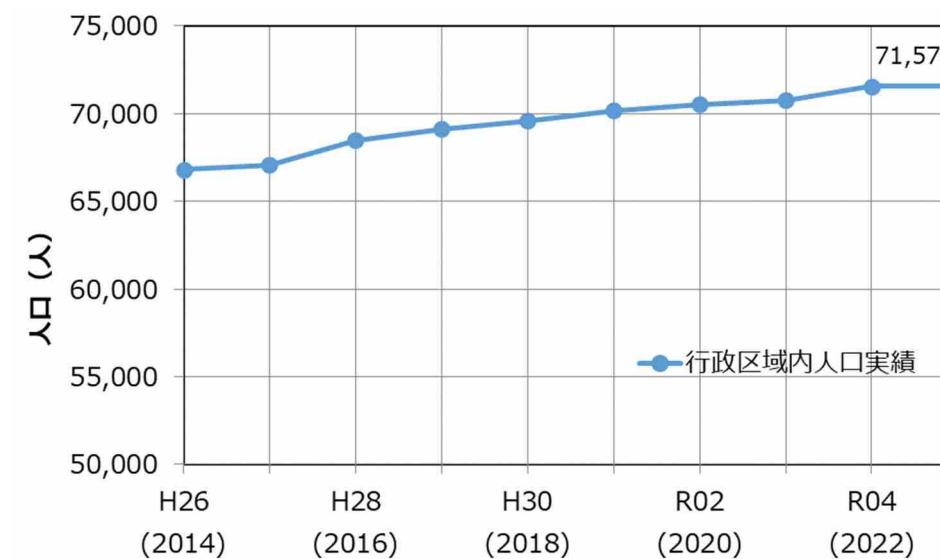


図 2.3 下水道事業の位置図

新 修正版							旧 前回ビジョン																																																																																																																																																																																																																								
公共下水道事業は、昭和 54 年（1979）に当初の事業計画を取得し、 今日まで計画変更を行ってきました。 表 2.3～2.4 に下水道法事業計画及び都市計画法事業認可の変更法手続きの経緯を示します。							公共下水道事業は、昭和 54 年（1979）に当初の事業計画を取得し、今まで 11 回の計画変更を行ってきました。表 2.3～2.4 に下水道法事業計画及び都市計画法事業認可の変更法手手続きの経緯を示します。																																																																																																																																																																																																																								
表 2.3 木津川流域関連京田辺市公共下水道事業計画の経緯							表 2.3 木津川流域関連京田辺市公共下水道事業計画の経緯																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">下水道法事業計画</th> </tr> <tr> <th>計画</th><th>認可/協議回答年月日</th><th>計画処理区域</th><th>管渠</th><th>施工期間</th><th>事業費</th><th>変更内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>当初</td><td>京都府指令4下第43号 S.54.2.24</td><td>(汚水) 263.3ha</td><td>(汚水) 51,496m S.61.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約4,610百万円</td><td>-</td></tr> <tr><td>第 1回変更</td><td>京都府指令6下第281号 S.56.9.16</td><td>(汚水) 263.3ha</td><td>(汚水) 53,392m S.63.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約5,303百万円</td><td>期間変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更</td></tr> <tr><td>第 2回変更</td><td>京都府指令9下第484号 S.59.12.4</td><td>(汚水) 490.3ha</td><td>(汚水) 112,254m H.01.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約8,349百万円</td><td>期間変更、区域拡大</td></tr> <tr><td>第 3回変更</td><td>京都府指令1下第552号 S.61.8.26</td><td>(汚水) 528.1ha</td><td>(汚水) 131,538m H.04.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約9,489百万円</td><td>期間変更、区域拡大</td></tr> <tr><td>第 4回変更</td><td>京都府指令2下第368号 S.62.6.26</td><td>(汚水) 528.1ha</td><td>(汚水) 136,008m H.04.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約9,493百万円</td><td>名称変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更</td></tr> <tr><td>第 5回変更</td><td>京都府指令4下第243号 H.4.3.31</td><td>(汚水) 774.3ha</td><td>(汚水) 180,134m H.10.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約20,806百万円</td><td>期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し</td></tr> <tr><td>第 6回変更</td><td>京都府指令9下第701号 H.9.11.28</td><td>(汚水) 1,076.0ha</td><td>(汚水) 223,277m H.16.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約25,668百万円</td><td>期間変更、区域拡大</td></tr> <tr><td>第 7回変更</td><td>京都府指令5下第409号 H.15.12.9</td><td>(汚水) 1,238.9ha (雨水) 63.7ha</td><td>(汚水) 251,336m (雨水) 7,755m H.21.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約30,324百万円</td><td>期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し、住建寺調整池追加</td></tr> <tr><td>第 8回変更</td><td>京都府山城北土木事務所指令8山北土企第1047号 H.18.9.15</td><td>(汚水) 1,238.9ha (雨水) 64.5ha</td><td>(汚水) 251,336m (雨水) 7,791m H.21.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約29,788百万円</td><td>区域拡大、住建寺調整池の形状変更</td></tr> <tr><td>第 9回変更</td><td>京都府山城北土木事務所指令20山北企第96号 H.20.10.17</td><td>(汚水) 1,252.0ha (雨水) 64.5ha</td><td>(汚水) 269,765m (雨水) 7,791m H.26.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約30,575百万円</td><td>区域拡大、分区変更、年度延伸</td></tr> <tr><td>第10回変更</td><td>京都府山城北土木事務所6山北企第25号 H.26.3.20</td><td>(汚水) 1,253.8ha (雨水) 64.5ha</td><td>(汚水) 269,765m (雨水) 7,791m H.32.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約30,427百万円</td><td>区域拡大、年度延伸、ルート・原単位見直し</td></tr> <tr><td>第11回変更</td><td>京都府山城北土木事務所9山北企第41号 H.29.5.2</td><td>(汚水) 1,268.4ha (雨水) 64.5ha</td><td>(汚水) 278,007m (雨水) 7,791m H.32.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約30,749百万円</td><td>区域拡大、H27下水道法改正適用</td></tr> <tr><td>第12回変更</td><td>京都府山城北土木事務所2山北企第15号 R.2.3.16</td><td>(汚水) 1,346.4ha (雨水) 64.5ha</td><td>(汚水) 278,038m (雨水) 7,791m R.07.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約31,880百万円</td><td>区域拡大、年度延伸、ルート・原単位見直し</td></tr> </tbody> </table>							下水道法事業計画							計画	認可/協議回答年月日	計画処理区域	管渠	施工期間	事業費	変更内容	当初	京都府指令4下第43号 S.54.2.24	(汚水) 263.3ha	(汚水) 51,496m S.61.03.31	S.54.02.24	約4,610百万円	-	第 1回変更	京都府指令6下第281号 S.56.9.16	(汚水) 263.3ha	(汚水) 53,392m S.63.03.31	S.54.02.24	約5,303百万円	期間変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更	第 2回変更	京都府指令9下第484号 S.59.12.4	(汚水) 490.3ha	(汚水) 112,254m H.01.03.31	S.54.02.24	約8,349百万円	期間変更、区域拡大	第 3回変更	京都府指令1下第552号 S.61.8.26	(汚水) 528.1ha	(汚水) 131,538m H.04.03.31	S.54.02.24	約9,489百万円	期間変更、区域拡大	第 4回変更	京都府指令2下第368号 S.62.6.26	(汚水) 528.1ha	(汚水) 136,008m H.04.03.31	S.54.02.24	約9,493百万円	名称変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更	第 5回変更	京都府指令4下第243号 H.4.3.31	(汚水) 774.3ha	(汚水) 180,134m H.10.03.31	S.54.02.24	約20,806百万円	期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し	第 6回変更	京都府指令9下第701号 H.9.11.28	(汚水) 1,076.0ha	(汚水) 223,277m H.16.03.31	S.54.02.24	約25,668百万円	期間変更、区域拡大	第 7回変更	京都府指令5下第409号 H.15.12.9	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 63.7ha	(汚水) 251,336m (雨水) 7,755m H.21.03.31	S.54.02.24	約30,324百万円	期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し、住建寺調整池追加	第 8回変更	京都府山城北土木事務所指令8山北土企第1047号 H.18.9.15	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 251,336m (雨水) 7,791m H.21.03.31	S.54.02.24	約29,788百万円	区域拡大、住建寺調整池の形状変更	第 9回変更	京都府山城北土木事務所指令20山北企第96号 H.20.10.17	(汚水) 1,252.0ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 269,765m (雨水) 7,791m H.26.03.31	S.54.02.24	約30,575百万円	区域拡大、分区変更、年度延伸	第10回変更	京都府山城北土木事務所6山北企第25号 H.26.3.20	(汚水) 1,253.8ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 269,765m (雨水) 7,791m H.32.03.31	S.54.02.24	約30,427百万円	区域拡大、年度延伸、ルート・原単位見直し	第11回変更	京都府山城北土木事務所9山北企第41号 H.29.5.2	(汚水) 1,268.4ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 278,007m (雨水) 7,791m H.32.03.31	S.54.02.24	約30,749百万円	区域拡大、H27下水道法改正適用	第12回変更	京都府山城北土木事務所2山北企第15号 R.2.3.16	(汚水) 1,346.4ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 278,038m (雨水) 7,791m R.07.03.31	S.54.02.24	約31,880百万円	区域拡大、年度延伸、ルート・原単位見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">下水道法事業計画</th> </tr> <tr> <th>計画</th><th>認可/協議回答年月日</th><th>計画処理区域</th><th>管渠</th><th>施工期間</th><th>事業費</th><th>変更内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>当初</td><td>京都府指令4下第43号 S.54.2.24</td><td>(汚水) 263.3ha</td><td>(汚水) 51,496m S.61.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約4,610百万円</td><td>-</td></tr> <tr><td>第 1回変更</td><td>京都府指令6下第281号 S.56.9.16</td><td>(汚水) 263.3ha</td><td>(汚水) 53,392m S.63.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約5,303百万円</td><td>期間変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更</td></tr> <tr><td>第 2回変更</td><td>京都府指令9下第484号 S.59.12.4</td><td>(汚水) 490.3ha</td><td>(汚水) 112,254m H.01.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約8,349百万円</td><td>期間変更、区域拡大</td></tr> <tr><td>第 3回変更</td><td>京都府指令1下第552号 S.61.8.26</td><td>(汚水) 528.1ha</td><td>(汚水) 131,538m H.04.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約9,489百万円</td><td>期間変更、区域拡大</td></tr> <tr><td>第 4回変更</td><td>京都府指令2下第368号 S.62.6.26</td><td>(汚水) 528.1ha</td><td>(汚水) 136,008m H.04.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約9,493百万円</td><td>名称変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更</td></tr> <tr><td>第 5回変更</td><td>京都府指令4下第243号 H.4.3.31</td><td>(汚水) 774.3ha</td><td>(汚水) 180,134m H.10.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約20,806百万円</td><td>期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し</td></tr> <tr><td>第 6回変更</td><td>京都府指令9下第701号 H.9.11.28</td><td>(汚水) 1,076.0ha</td><td>(汚水) 223,277m H.16.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約25,668百万円</td><td>期間変更、区域拡大</td></tr> <tr><td>第 7回変更</td><td>京都府指令5下第409号 H.15.12.9</td><td>(汚水) 1,238.9ha (雨水) 63.7ha</td><td>(汚水) 251,336m (雨水) 7,755m H.21.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約30,324百万円</td><td>期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し、住建寺調整池追加</td></tr> <tr><td>第 8回変更</td><td>京都府山城北土木事務所指令8山北企第1047号 H.18.9.15</td><td>(汚水) 1,238.9ha (雨水) 64.5ha</td><td>(汚水) 251,336m (雨水) 7,791m H.21.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約29,788百万円</td><td>区域拡大、住建寺調整池の形状変更</td></tr> <tr><td>第 9回変更</td><td>京都府山城北土木事務所指令20山北企第96号 H.20.10.17</td><td>(汚水) 1,252.0ha (雨水) 64.5ha</td><td>(汚水) 269,765m (雨水) 7,791m H.26.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約30,575百万円</td><td>区域拡大、分区変更、年度延伸</td></tr> <tr><td>第10回変更</td><td>京都府山城北土木事務所6山北企第25号 H.26.3.20</td><td>(汚水) 1,253.8ha (雨水) 64.5ha</td><td>(汚水) 269,765m (雨水) 7,791m H.32.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約30,427百万円</td><td>区域拡大、年度延伸、ルート・原単位見直し</td></tr> <tr><td>第11回変更</td><td>京都府山城北土木事務所9山北企第41号 H.29.5.2</td><td>(汚水) 1,268.4ha (雨水) 64.5ha</td><td>(汚水) 278,007m (雨水) 7,791m H.32.03.31</td><td>S.54.02.24</td><td>約30,749百万円</td><td>区域拡大、H27下水道法改正適用</td></tr> </tbody> </table>														下水道法事業計画							計画	認可/協議回答年月日	計画処理区域	管渠	施工期間	事業費	変更内容	当初	京都府指令4下第43号 S.54.2.24	(汚水) 263.3ha	(汚水) 51,496m S.61.03.31	S.54.02.24	約4,610百万円	-	第 1回変更	京都府指令6下第281号 S.56.9.16	(汚水) 263.3ha	(汚水) 53,392m S.63.03.31	S.54.02.24	約5,303百万円	期間変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更	第 2回変更	京都府指令9下第484号 S.59.12.4	(汚水) 490.3ha	(汚水) 112,254m H.01.03.31	S.54.02.24	約8,349百万円	期間変更、区域拡大	第 3回変更	京都府指令1下第552号 S.61.8.26	(汚水) 528.1ha	(汚水) 131,538m H.04.03.31	S.54.02.24	約9,489百万円	期間変更、区域拡大	第 4回変更	京都府指令2下第368号 S.62.6.26	(汚水) 528.1ha	(汚水) 136,008m H.04.03.31	S.54.02.24	約9,493百万円	名称変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更	第 5回変更	京都府指令4下第243号 H.4.3.31	(汚水) 774.3ha	(汚水) 180,134m H.10.03.31	S.54.02.24	約20,806百万円	期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し	第 6回変更	京都府指令9下第701号 H.9.11.28	(汚水) 1,076.0ha	(汚水) 223,277m H.16.03.31	S.54.02.24	約25,668百万円	期間変更、区域拡大	第 7回変更	京都府指令5下第409号 H.15.12.9	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 63.7ha	(汚水) 251,336m (雨水) 7,755m H.21.03.31	S.54.02.24	約30,324百万円	期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し、住建寺調整池追加	第 8回変更	京都府山城北土木事務所指令8山北企第1047号 H.18.9.15	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 251,336m (雨水) 7,791m H.21.03.31	S.54.02.24	約29,788百万円	区域拡大、住建寺調整池の形状変更	第 9回変更	京都府山城北土木事務所指令20山北企第96号 H.20.10.17	(汚水) 1,252.0ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 269,765m (雨水) 7,791m H.26.03.31	S.54.02.24	約30,575百万円	区域拡大、分区変更、年度延伸	第10回変更	京都府山城北土木事務所6山北企第25号 H.26.3.20	(汚水) 1,253.8ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 269,765m (雨水) 7,791m H.32.03.31	S.54.02.24	約30,427百万円	区域拡大、年度延伸、ルート・原単位見直し	第11回変更	京都府山城北土木事務所9山北企第41号 H.29.5.2	(汚水) 1,268.4ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 278,007m (雨水) 7,791m H.32.03.31	S.54.02.24	約30,749百万円	区域拡大、H27下水道法改正適用
下水道法事業計画																																																																																																																																																																																																																															
計画	認可/協議回答年月日	計画処理区域	管渠	施工期間	事業費	変更内容																																																																																																																																																																																																																									
当初	京都府指令4下第43号 S.54.2.24	(汚水) 263.3ha	(汚水) 51,496m S.61.03.31	S.54.02.24	約4,610百万円	-																																																																																																																																																																																																																									
第 1回変更	京都府指令6下第281号 S.56.9.16	(汚水) 263.3ha	(汚水) 53,392m S.63.03.31	S.54.02.24	約5,303百万円	期間変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更																																																																																																																																																																																																																									
第 2回変更	京都府指令9下第484号 S.59.12.4	(汚水) 490.3ha	(汚水) 112,254m H.01.03.31	S.54.02.24	約8,349百万円	期間変更、区域拡大																																																																																																																																																																																																																									
第 3回変更	京都府指令1下第552号 S.61.8.26	(汚水) 528.1ha	(汚水) 131,538m H.04.03.31	S.54.02.24	約9,489百万円	期間変更、区域拡大																																																																																																																																																																																																																									
第 4回変更	京都府指令2下第368号 S.62.6.26	(汚水) 528.1ha	(汚水) 136,008m H.04.03.31	S.54.02.24	約9,493百万円	名称変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更																																																																																																																																																																																																																									
第 5回変更	京都府指令4下第243号 H.4.3.31	(汚水) 774.3ha	(汚水) 180,134m H.10.03.31	S.54.02.24	約20,806百万円	期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し																																																																																																																																																																																																																									
第 6回変更	京都府指令9下第701号 H.9.11.28	(汚水) 1,076.0ha	(汚水) 223,277m H.16.03.31	S.54.02.24	約25,668百万円	期間変更、区域拡大																																																																																																																																																																																																																									
第 7回変更	京都府指令5下第409号 H.15.12.9	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 63.7ha	(汚水) 251,336m (雨水) 7,755m H.21.03.31	S.54.02.24	約30,324百万円	期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し、住建寺調整池追加																																																																																																																																																																																																																									
第 8回変更	京都府山城北土木事務所指令8山北土企第1047号 H.18.9.15	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 251,336m (雨水) 7,791m H.21.03.31	S.54.02.24	約29,788百万円	区域拡大、住建寺調整池の形状変更																																																																																																																																																																																																																									
第 9回変更	京都府山城北土木事務所指令20山北企第96号 H.20.10.17	(汚水) 1,252.0ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 269,765m (雨水) 7,791m H.26.03.31	S.54.02.24	約30,575百万円	区域拡大、分区変更、年度延伸																																																																																																																																																																																																																									
第10回変更	京都府山城北土木事務所6山北企第25号 H.26.3.20	(汚水) 1,253.8ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 269,765m (雨水) 7,791m H.32.03.31	S.54.02.24	約30,427百万円	区域拡大、年度延伸、ルート・原単位見直し																																																																																																																																																																																																																									
第11回変更	京都府山城北土木事務所9山北企第41号 H.29.5.2	(汚水) 1,268.4ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 278,007m (雨水) 7,791m H.32.03.31	S.54.02.24	約30,749百万円	区域拡大、H27下水道法改正適用																																																																																																																																																																																																																									
第12回変更	京都府山城北土木事務所2山北企第15号 R.2.3.16	(汚水) 1,346.4ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 278,038m (雨水) 7,791m R.07.03.31	S.54.02.24	約31,880百万円	区域拡大、年度延伸、ルート・原単位見直し																																																																																																																																																																																																																									
下水道法事業計画																																																																																																																																																																																																																															
計画	認可/協議回答年月日	計画処理区域	管渠	施工期間	事業費	変更内容																																																																																																																																																																																																																									
当初	京都府指令4下第43号 S.54.2.24	(汚水) 263.3ha	(汚水) 51,496m S.61.03.31	S.54.02.24	約4,610百万円	-																																																																																																																																																																																																																									
第 1回変更	京都府指令6下第281号 S.56.9.16	(汚水) 263.3ha	(汚水) 53,392m S.63.03.31	S.54.02.24	約5,303百万円	期間変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更																																																																																																																																																																																																																									
第 2回変更	京都府指令9下第484号 S.59.12.4	(汚水) 490.3ha	(汚水) 112,254m H.01.03.31	S.54.02.24	約8,349百万円	期間変更、区域拡大																																																																																																																																																																																																																									
第 3回変更	京都府指令1下第552号 S.61.8.26	(汚水) 528.1ha	(汚水) 131,538m H.04.03.31	S.54.02.24	約9,489百万円	期間変更、区域拡大																																																																																																																																																																																																																									
第 4回変更	京都府指令2下第368号 S.62.6.26	(汚水) 528.1ha	(汚水) 136,008m H.04.03.31	S.54.02.24	約9,493百万円	名称変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更																																																																																																																																																																																																																									
第 5回変更	京都府指令4下第243号 H.4.3.31	(汚水) 774.3ha	(汚水) 180,134m H.10.03.31	S.54.02.24	約20,806百万円	期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し																																																																																																																																																																																																																									
第 6回変更	京都府指令9下第701号 H.9.11.28	(汚水) 1,076.0ha	(汚水) 223,277m H.16.03.31	S.54.02.24	約25,668百万円	期間変更、区域拡大																																																																																																																																																																																																																									
第 7回変更	京都府指令5下第409号 H.15.12.9	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 63.7ha	(汚水) 251,336m (雨水) 7,755m H.21.03.31	S.54.02.24	約30,324百万円	期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し、住建寺調整池追加																																																																																																																																																																																																																									
第 8回変更	京都府山城北土木事務所指令8山北企第1047号 H.18.9.15	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 251,336m (雨水) 7,791m H.21.03.31	S.54.02.24	約29,788百万円	区域拡大、住建寺調整池の形状変更																																																																																																																																																																																																																									
第 9回変更	京都府山城北土木事務所指令20山北企第96号 H.20.10.17	(汚水) 1,252.0ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 269,765m (雨水) 7,791m H.26.03.31	S.54.02.24	約30,575百万円	区域拡大、分区変更、年度延伸																																																																																																																																																																																																																									
第10回変更	京都府山城北土木事務所6山北企第25号 H.26.3.20	(汚水) 1,253.8ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 269,765m (雨水) 7,791m H.32.03.31	S.54.02.24	約30,427百万円	区域拡大、年度延伸、ルート・原単位見直し																																																																																																																																																																																																																									
第11回変更	京都府山城北土木事務所9山北企第41号 H.29.5.2	(汚水) 1,268.4ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 278,007m (雨水) 7,791m H.32.03.31	S.54.02.24	約30,749百万円	区域拡大、H27下水道法改正適用																																																																																																																																																																																																																									
表 2.4 木津川流域関連京田辺市公共下水道都市計画法事業認可の経緯							表 2.4 木津川流域関連京田辺市公共下水道都市計画法事業認可の経緯																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">都市計画法事業認可</th> </tr> <tr> <th>計画</th><th>認可告示年月日</th><th>事業地</th><th>事業施工期間</th><th>変更内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>当初</td><td>京都府告示第99号 S.54.3.2</td><td>(汚水) 263.3ha</td><td>S.54.02.24</td><td>-</td></tr> <tr><td>第 1回変更</td><td>京都府告示第702号 S.56.9.25</td><td>(汚水) 263.3ha</td><td>S.54.02.24</td><td>期間変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更</td></tr> <tr><td>第 2回変更</td><td>京都府告示第683号 S.59.12.4</td><td>(汚水) 490.3ha</td><td>S.54.02.24</td><td>期間変更、区域拡大</td></tr> <tr><td>第 3回変更</td><td>京都府告示第542号 S.61.8.26</td><td>(汚水) 528.1ha</td><td>S.54.02.24</td><td>期間変更、区域拡大</td></tr> <tr><td>第 4回変更</td><td>京都府告示第392号 S.62.6.26</td><td>(汚水) 528.1ha</td><td>S.54.02.24</td><td>名称の変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更</td></tr> <tr><td>第 5回変更</td><td>京都府告示第232号 H.4.3.31</td><td>(汚水) 774.3ha</td><td>S.54.02.24</td><td>期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し</td></tr> <tr><td>第 6回変更</td><td>京都府告示第743号 H.9.11.28</td><td>(汚水) 1,074.3ha</td><td>S.54.02.24</td><td>期間変更、区域拡大</td></tr> <tr><td>第 7回変更</td><td>京都府告示第611号 H.15.12.9</td><td>(汚水) 1,238.9ha (雨水) 63.7ha</td><td>S.54.02.24</td><td>期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し、住建寺調整池追加</td></tr> <tr><td>第 8回変更</td><td>京都府告示第523号 H.18.9.15</td><td>(汚水) 1,238.9ha (雨水) 64.5ha</td><td>S.54.02.24</td><td>区域拡大、住建寺調整池の形状変更、中山田排水路の収用変更</td></tr> <tr><td>第 9回変更</td><td>京都府告示第447号 H.20.10.17</td><td>(汚水) 1,252.0ha (雨水) 64.5ha</td><td>S.54.02.24</td><td>分区変更、年度延伸</td></tr> <tr><td>第10回変更</td><td>京田辺市告示第45号 H.26.3.25</td><td>(汚水) 1,253.8ha (雨水) 64.5ha</td><td>S.54.02.24</td><td>区域拡大、年度延伸、ルート・原単位の見直し</td></tr> <tr><td>第11回変更</td><td>京田辺市告示第79号 H.29.5.10</td><td>(汚水) 1,265.5ha (雨水) 64.5ha</td><td>S.54.02.24</td><td>区域拡大</td></tr> <tr><td>第12回変更</td><td>京田辺市告示第47号 R.2.3.16</td><td>(汚水) 1,346.4ha (雨水) 64.5ha</td><td>S.54.02.24</td><td>区域拡大、年度延伸、ルート・原単位の見直し</td></tr> </tbody> </table>							都市計画法事業認可					計画	認可告示年月日	事業地	事業施工期間	変更内容	当初	京都府告示第99号 S.54.3.2	(汚水) 263.3ha	S.54.02.24	-	第 1回変更	京都府告示第702号 S.56.9.25	(汚水) 263.3ha	S.54.02.24	期間変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更	第 2回変更	京都府告示第683号 S.59.12.4	(汚水) 490.3ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大	第 3回変更	京都府告示第542号 S.61.8.26	(汚水) 528.1ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大	第 4回変更	京都府告示第392号 S.62.6.26	(汚水) 528.1ha	S.54.02.24	名称の変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更	第 5回変更	京都府告示第232号 H.4.3.31	(汚水) 774.3ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し	第 6回変更	京都府告示第743号 H.9.11.28	(汚水) 1,074.3ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大	第 7回変更	京都府告示第611号 H.15.12.9	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 63.7ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し、住建寺調整池追加	第 8回変更	京都府告示第523号 H.18.9.15	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24	区域拡大、住建寺調整池の形状変更、中山田排水路の収用変更	第 9回変更	京都府告示第447号 H.20.10.17	(汚水) 1,252.0ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24	分区変更、年度延伸	第10回変更	京田辺市告示第45号 H.26.3.25	(汚水) 1,253.8ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24	区域拡大、年度延伸、ルート・原単位の見直し	第11回変更	京田辺市告示第79号 H.29.5.10	(汚水) 1,265.5ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24	区域拡大	第12回変更	京田辺市告示第47号 R.2.3.16	(汚水) 1,346.4ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24	区域拡大、年度延伸、ルート・原単位の見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">都市計画法事業認可</th> </tr> <tr> <th>計画</th><th>認可告示年月日</th><th>事業地</th><th>事業施工期間</th><th>変更内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>当初</td><td>京都府告示第99号 S.54.3.2</td><td>(汚水) 263.3ha</td><td>S.54.02.24</td><td>-</td></tr> <tr><td>第 1回変更</td><td>京都府告示第702号 S.56.9.25</td><td>(汚水) 263.3ha</td><td>S.54.02.24</td><td>期間変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更</td></tr> <tr><td>第 2回変更</td><td>京都府告示第683号 S.59.12.4</td><td>(汚水) 490.3ha</td><td>S.54.02.24</td><td>期間変更、区域拡大</td></tr> <tr><td>第 3回変更</td><td>京都府告示第542号 S.61.8.26</td><td>(汚水) 528.1ha</td><td>S.54.02.24</td><td>期間変更、区域拡大</td></tr> <tr><td>第 4回変更</td><td>京都府告示第392号 S.62.6.26</td><td>(汚水) 528.1ha</td><td>S.54.02.24</td><td>名称の変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更</td></tr> <tr><td>第 5回変更</td><td>京都府告示第232号 H.4.3.31</td><td>(汚水) 774.3ha</td><td>S.54.02.24</td><td>期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し</td></tr> <tr><td>第 6回変更</td><td>京都府告示第743号 H.9.11.28</td><td>(汚水) 1,074.3ha</td><td>S.54.02.24</td><td>期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し</td></tr> <tr><td>第 7回変更</td><td>京都府告示第611号 H.15.12.9</td><td>(汚水) 1,238.9ha (雨水) 63.7ha</td><td>S.54.02.24</td><td>期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し、住建寺調整池追加</td></tr> <tr><td>第 8回変更</td><td>京都府告示第523号 H.18.9.15</td><td>(汚水) 1,238.9ha (雨水) 64.5ha</td><td>S.54.02.24</td><td>区域拡大、住建寺調整池の形状変更、中山田排水路の収用変更</td></tr> <tr><td>第 9回変更</td><td>京都府告示第447号 H.20.10.17</td><td>(汚水) 1,252.0ha (雨水) 64.5ha</td><td>S.54.02.24</td><td>区域拡大、分区変更、年度延伸</td></tr> <tr><td>第10回変更</td><td>京田辺市告示第45号 H.26.3.25</td><td>(汚水) 1,253.8ha (雨水) 64.5ha</td><td>S.54.02.24</td><td>区域拡大、年度延伸、ルート・原単位の見直し</td></tr> <tr><td>第11回変更</td><td>京田辺市告示第79号 H.29.5.10</td><td>(汚水) 1,265.5ha (雨水) 64.5ha</td><td>S.54.02.24</td><td>区域拡大</td></tr> </tbody> </table>														都市計画法事業認可					計画	認可告示年月日	事業地	事業施工期間	変更内容	当初	京都府告示第99号 S.54.3.2	(汚水) 263.3ha	S.54.02.24	-	第 1回変更	京都府告示第702号 S.56.9.25	(汚水) 263.3ha	S.54.02.24	期間変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更	第 2回変更	京都府告示第683号 S.59.12.4	(汚水) 490.3ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大	第 3回変更	京都府告示第542号 S.61.8.26	(汚水) 528.1ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大	第 4回変更	京都府告示第392号 S.62.6.26	(汚水) 528.1ha	S.54.02.24	名称の変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更	第 5回変更	京都府告示第232号 H.4.3.31	(汚水) 774.3ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し	第 6回変更	京都府告示第743号 H.9.11.28	(汚水) 1,074.3ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し	第 7回変更	京都府告示第611号 H.15.12.9	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 63.7ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し、住建寺調整池追加	第 8回変更	京都府告示第523号 H.18.9.15	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24	区域拡大、住建寺調整池の形状変更、中山田排水路の収用変更	第 9回変更	京都府告示第447号 H.20.10.17	(汚水) 1,252.0ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24	区域拡大、分区変更、年度延伸	第10回変更	京田辺市告示第45号 H.26.3.25	(汚水) 1,253.8ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24	区域拡大、年度延伸、ルート・原単位の見直し	第11回変更	京田辺市告示第79号 H.29.5.10	(汚水) 1,265.5ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24	区域拡大																																																										
都市計画法事業認可																																																																																																																																																																																																																															
計画	認可告示年月日	事業地	事業施工期間	変更内容																																																																																																																																																																																																																											
当初	京都府告示第99号 S.54.3.2	(汚水) 263.3ha	S.54.02.24	-																																																																																																																																																																																																																											
第 1回変更	京都府告示第702号 S.56.9.25	(汚水) 263.3ha	S.54.02.24	期間変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更																																																																																																																																																																																																																											
第 2回変更	京都府告示第683号 S.59.12.4	(汚水) 490.3ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大																																																																																																																																																																																																																											
第 3回変更	京都府告示第542号 S.61.8.26	(汚水) 528.1ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大																																																																																																																																																																																																																											
第 4回変更	京都府告示第392号 S.62.6.26	(汚水) 528.1ha	S.54.02.24	名称の変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更																																																																																																																																																																																																																											
第 5回変更	京都府告示第232号 H.4.3.31	(汚水) 774.3ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し																																																																																																																																																																																																																											
第 6回変更	京都府告示第743号 H.9.11.28	(汚水) 1,074.3ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大																																																																																																																																																																																																																											
第 7回変更	京都府告示第611号 H.15.12.9	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 63.7ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し、住建寺調整池追加																																																																																																																																																																																																																											
第 8回変更	京都府告示第523号 H.18.9.15	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24	区域拡大、住建寺調整池の形状変更、中山田排水路の収用変更																																																																																																																																																																																																																											
第 9回変更	京都府告示第447号 H.20.10.17	(汚水) 1,252.0ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24	分区変更、年度延伸																																																																																																																																																																																																																											
第10回変更	京田辺市告示第45号 H.26.3.25	(汚水) 1,253.8ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24	区域拡大、年度延伸、ルート・原単位の見直し																																																																																																																																																																																																																											
第11回変更	京田辺市告示第79号 H.29.5.10	(汚水) 1,265.5ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24	区域拡大																																																																																																																																																																																																																											
第12回変更	京田辺市告示第47号 R.2.3.16	(汚水) 1,346.4ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24	区域拡大、年度延伸、ルート・原単位の見直し																																																																																																																																																																																																																											
都市計画法事業認可																																																																																																																																																																																																																															
計画	認可告示年月日	事業地	事業施工期間	変更内容																																																																																																																																																																																																																											
当初	京都府告示第99号 S.54.3.2	(汚水) 263.3ha	S.54.02.24	-																																																																																																																																																																																																																											
第 1回変更	京都府告示第702号 S.56.9.25	(汚水) 263.3ha	S.54.02.24	期間変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更																																																																																																																																																																																																																											
第 2回変更	京都府告示第683号 S.59.12.4	(汚水) 490.3ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大																																																																																																																																																																																																																											
第 3回変更	京都府告示第542号 S.61.8.26	(汚水) 528.1ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大																																																																																																																																																																																																																											
第 4回変更	京都府告示第392号 S.62.6.26	(汚水) 528.1ha	S.54.02.24	名称の変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更																																																																																																																																																																																																																											
第 5回変更	京都府告示第232号 H.4.3.31	(汚水) 774.3ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し																																																																																																																																																																																																																											
第 6回変更	京都府告示第743号 H.9.11.28	(汚水) 1,074.3ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し																																																																																																																																																																																																																											
第 7回変更	京都府告示第611号 H.15.12.9	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 63.7ha	S.54.02.24	期間変更、区域拡大、ルート・原単位の見直し、住建寺調整池追加																																																																																																																																																																																																																											
第 8回変更	京都府告示第523号 H.18.9.15	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24	区域拡大、住建寺調整池の形状変更、中山田排水路の収用変更																																																																																																																																																																																																																											
第 9回変更	京都府告示第447号 H.20.10.17	(汚水) 1,252.0ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24	区域拡大、分区変更、年度延伸																																																																																																																																																																																																																											
第10回変更	京田辺市告示第45号 H.26.3.25	(汚水) 1,253.8ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24	区域拡大、年度延伸、ルート・原単位の見直し																																																																																																																																																																																																																											
第11回変更	京田辺市告示第79号 H.29.5.10	(汚水) 1,265.5ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24	区域拡大																																																																																																																																																																																																																											
(出典) 京都府木津川流域関連京田辺市公共下水道（洛南処理区）事業計画変更協議申出書から引用（令和 2 年 3 月）							(出典) 京都府木津川流域関連京田辺市公共下水道（洛南処理区）事業計画（変更）協議申出書から引用（平成 29 年																																																																																																																																																																																																																								

2.3 人口及び下水道有収水量の状況

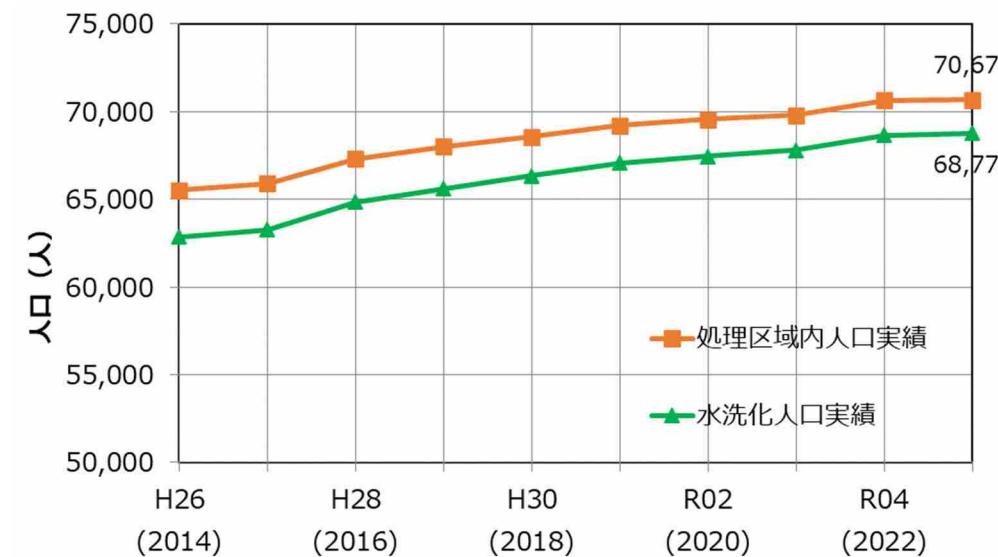
行政区域内人口は、順調に増加しています（図 2.4 参照）。



（出典）京田辺市公共下水道使用料調定表

図 2.4 行政区域内人口の推移

公共下水道事業の処理区域内人口及び水洗化人口は、行政区域内人口の伸びに伴う増加と整備が進捗したことにより増加しています（図 2.5 参照）。

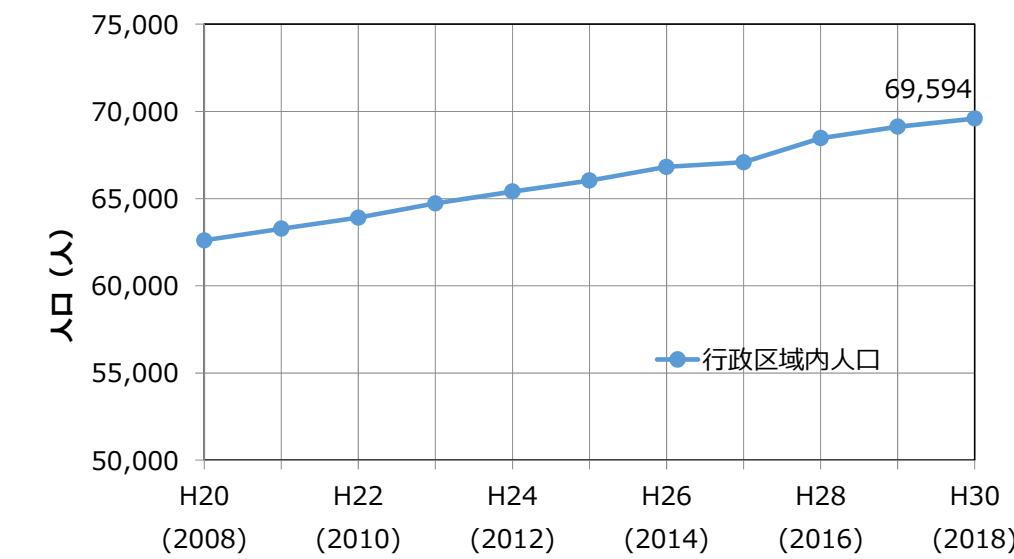


（出典）京田辺市公共下水道使用料調定表

図 2.5 処理区域内人口の推移（公共下水道）

2.3 人口及び下水道有収水量の状況

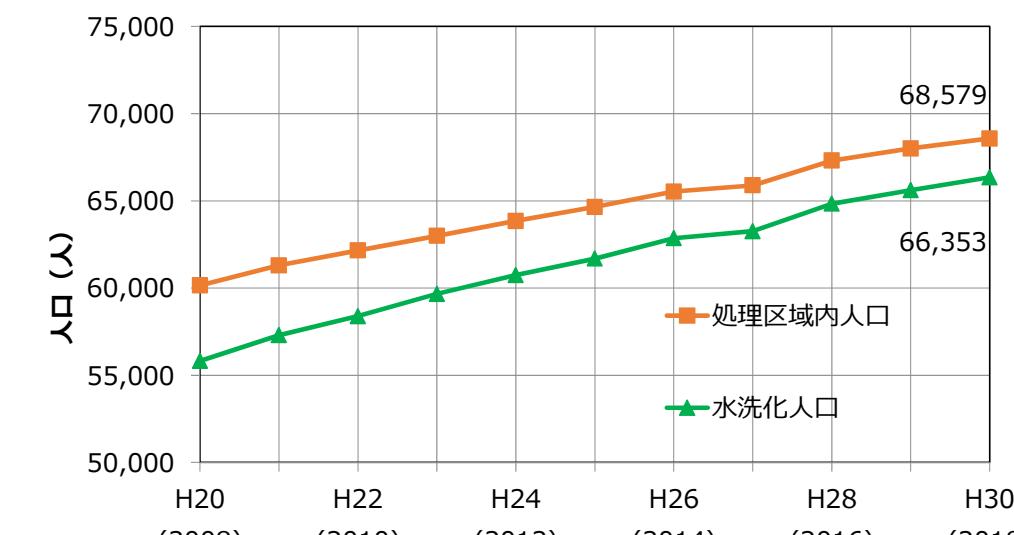
行政区域内人口は、順調に増加しています（図 2.4 参照）。



（出典）京田辺市公共下水道使用料調定表

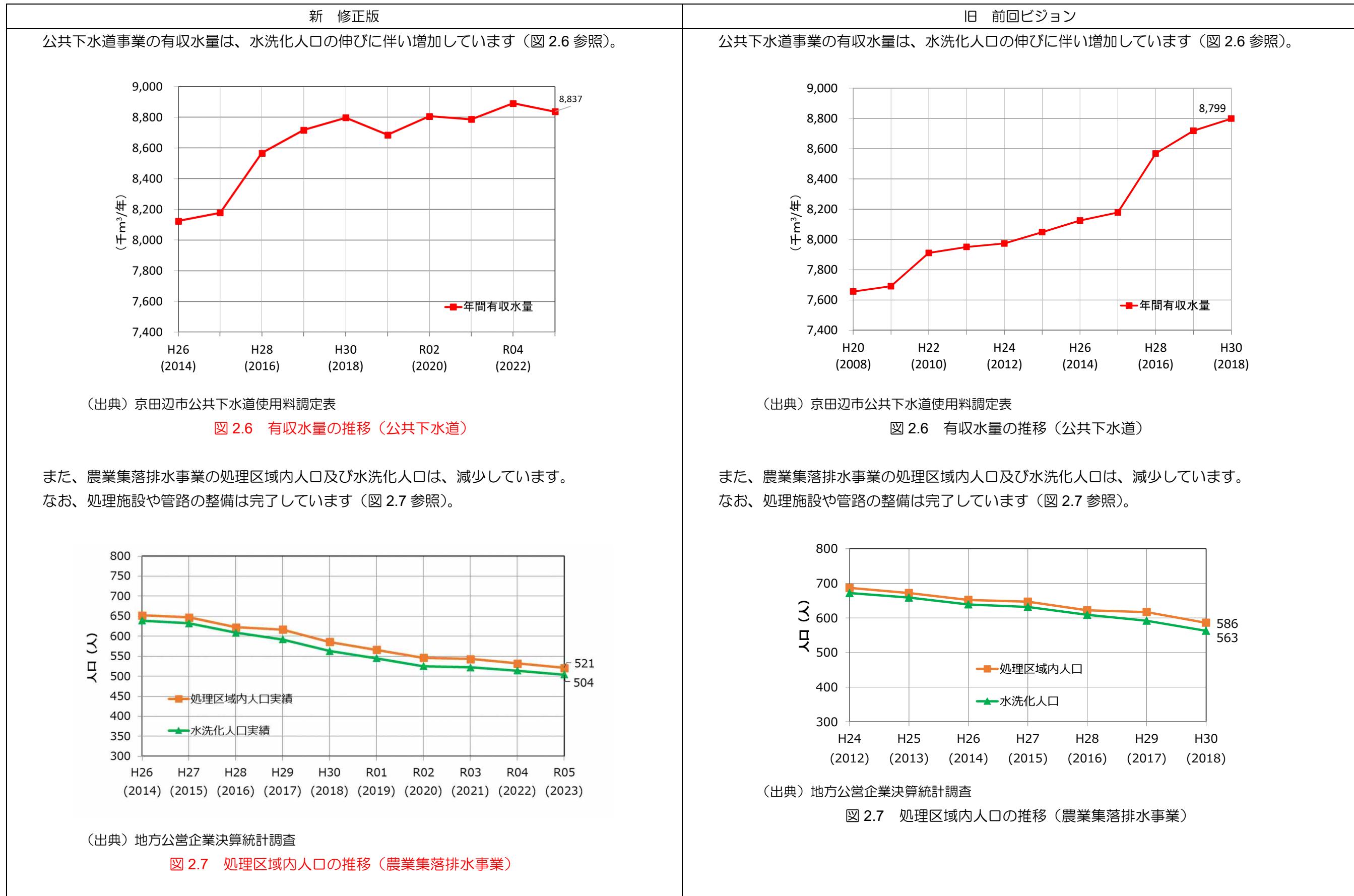
図 2.4 行政区域内人口の推移

公共下水道事業の処理区域内人口及び水洗化人口は、行政区域内人口の伸びに伴う増加と整備が進捗したことにより増加しています（図 2.5 参照）。



（出典）京田辺市公共下水道使用料調定表

図 2.5 処理区域内人口の推移（公共下水道）



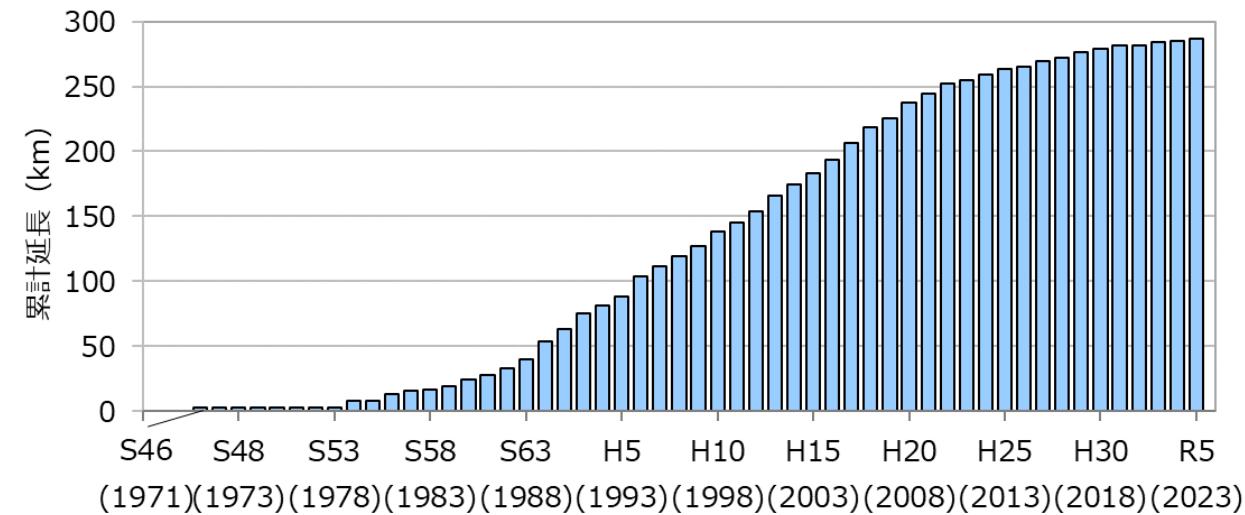
2.4 施設の状況

2.4.1 汚水管路施設

本市では、公共下水道事業を開始した昭和 54 年（1979）から約 40 年間で、管路の整備をほぼ完了しています。また、下水道事業開始前に開発事業で布設された管路も下水道に移管し、管理しています。

令和 5 年度（2023）末現在、全布設延長は 287km となっています。

今後、耐用年数（50 年）を迎える管路が増加するにあたり、計画的な改築更新を行っていく必要があります。



（出典）京田辺市上下水道部内資料

図 2.8 布設年度別管路延長の推移

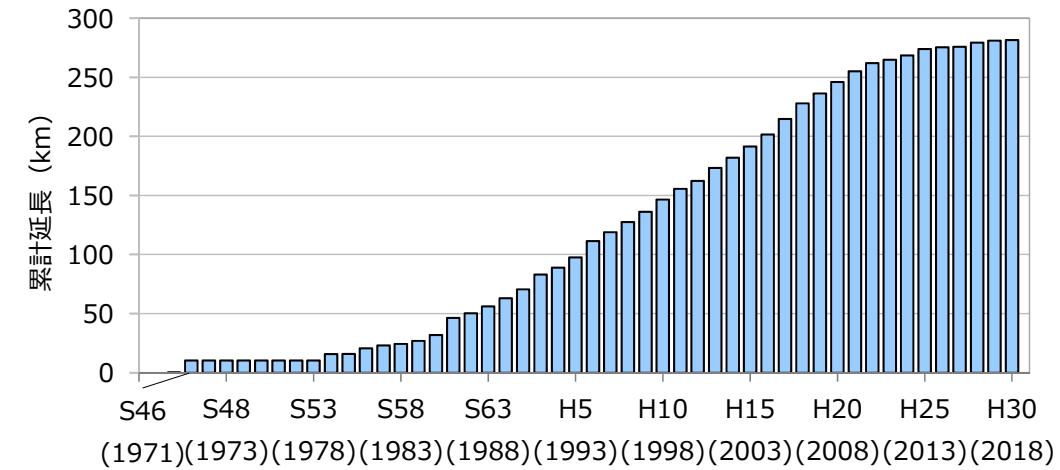
2.4 施設の状況

2.4.1 汚水管路施設

本市では、公共下水道事業を開始した昭和 54 年（1979）から約 40 年間で、管路の整備をほぼ完了しています。また、下水道事業開始前に開発事業で布設された管路も下水道に移管し、管理しています。

平成 30 年度（2018）末現在、全布設延長は 281km となっています。

今後、耐用年数（50 年）を迎える管路が増加するにあたり、計画的な改築更新を行っていく必要があります。



（出典）京田辺市上下水道部内資料

図 2.8 布設年度別管路延長の推移

新 修正版

2.4.2 処理施設

本市は、農業集落排水処理施設を3箇所保有しています。平成6年（1994）に打田地区、平成12年（2000）に天王地区、平成18年（2006）に高船地区がそれぞれ供用開始しており、建設後20年を経過した施設もあります。表2.5に3処理施設の概要を示します。

表2.5 農業集落排水処理施設の概要

項目	打田	天王	高船
所在地	打田地蔵山4-2番地	天王大谷27-1番地	高船谷川34-1番地
処理能力 (日平均汚水量m ³ /日)	114	130	54
処理方式	JARUS-Ⅲ型	JARUS-Ⅲ型	JARUS-S型
処理性能	BOD 20mg/㍑以下 SS 50mg/㍑以下	BOD 20mg/㍑以下 SS 50mg/㍑以下	BOD 20mg/㍑以下 SS 50mg/㍑以下
敷地面積 (m ²)	996	980	1,250
工事費 (百万円)	201	319	161
工期	着工 平成5年4月 竣工 平成6年3月	着工 平成10年7月 竣工 平成11年6月	着工 平成16年9月 竣工 平成17年10月
事業主	京田辺市	京田辺市	京田辺市

（出典）京田辺市農業集落排水事業パンフレット

【打田地区】



（出典）京田辺市農業集落排水事業パンフレット

旧 前回ビジョン

2.4.2 処理施設

本市は、農業集落排水処理施設を3箇所保有しています。平成6年（1994）に打田地区、平成12年（2000）に天王地区、平成18年（2006）に高船地区がそれぞれ供用開始しており、建設後20年を経過した施設もあります。表2.5に3処理施設の概要を示します。

表2.5 農業集落排水処理施設の概要

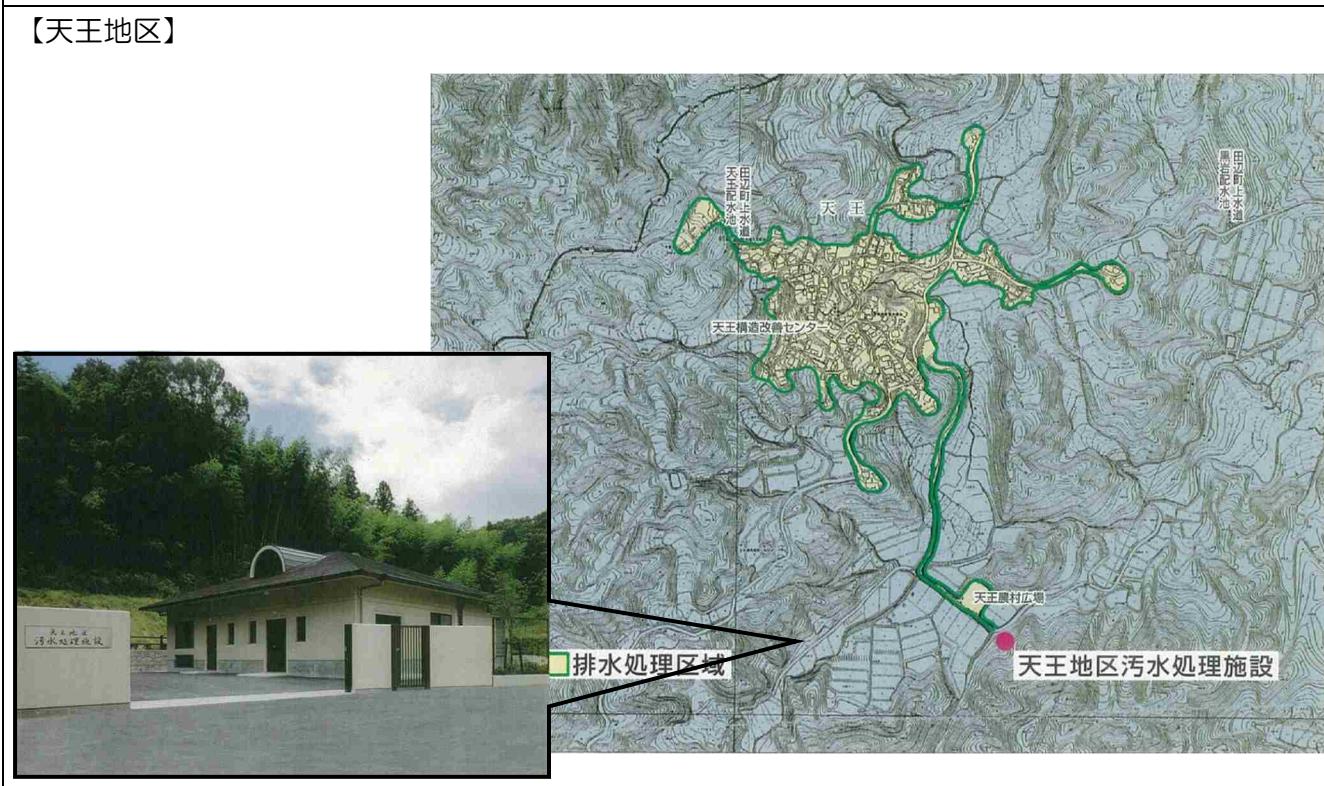
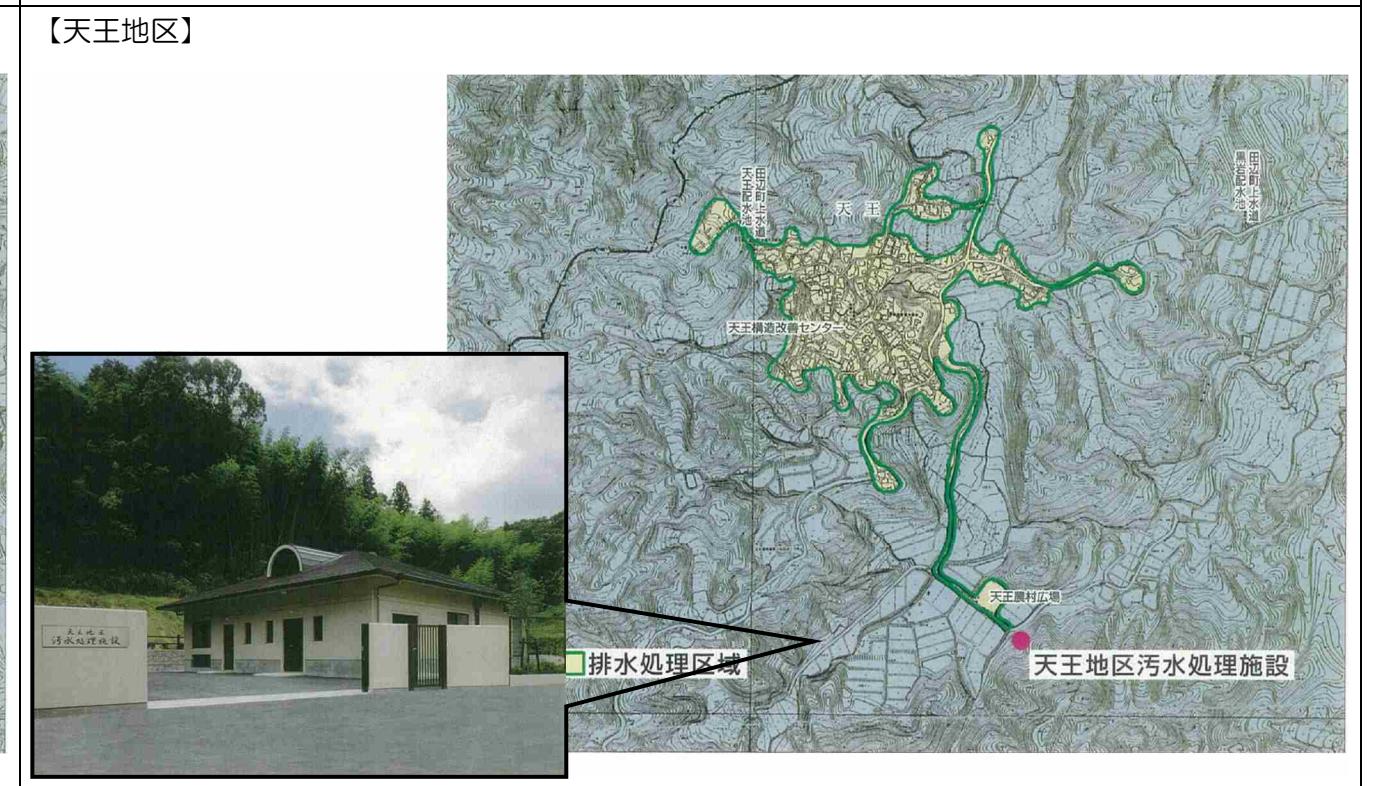
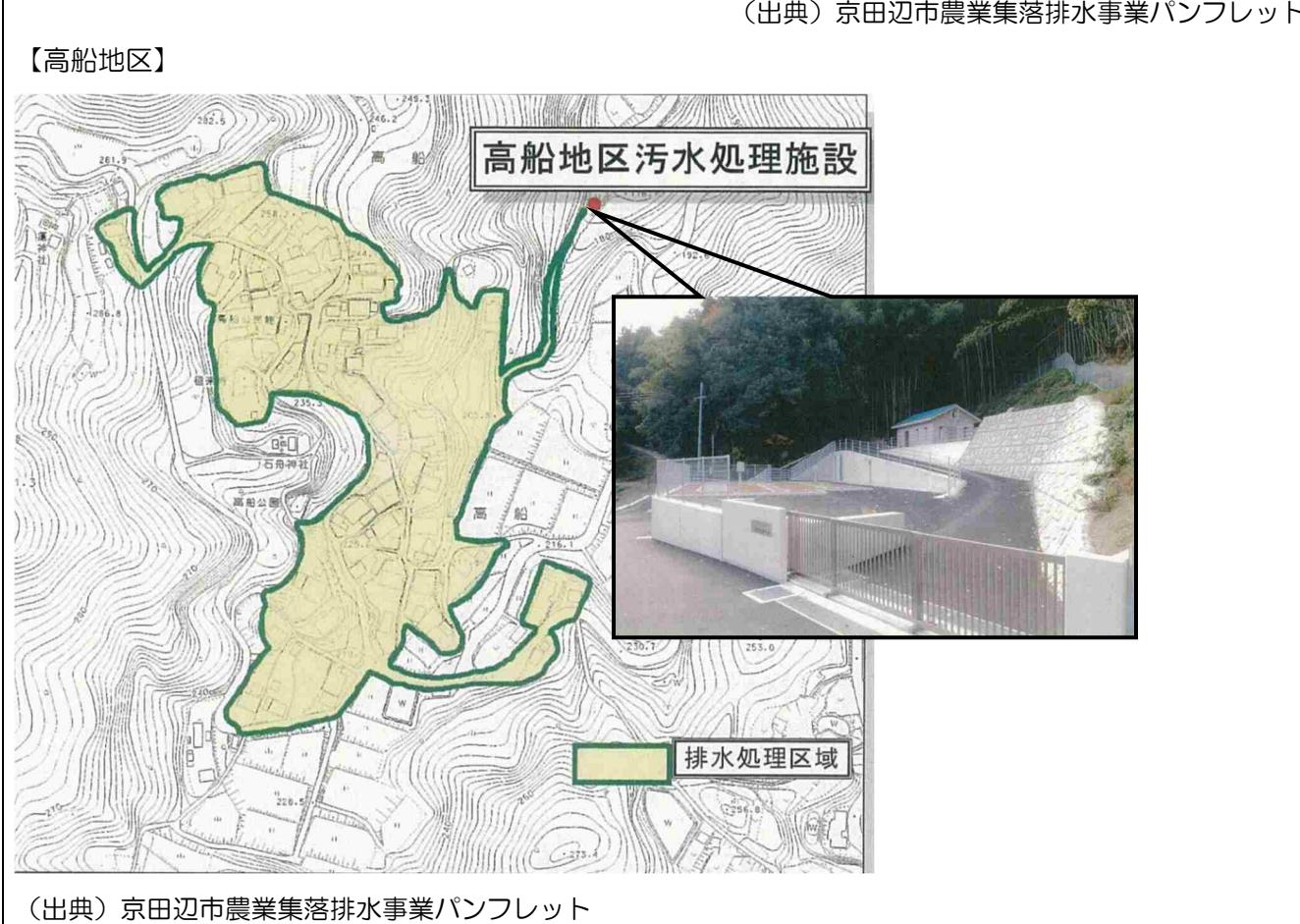
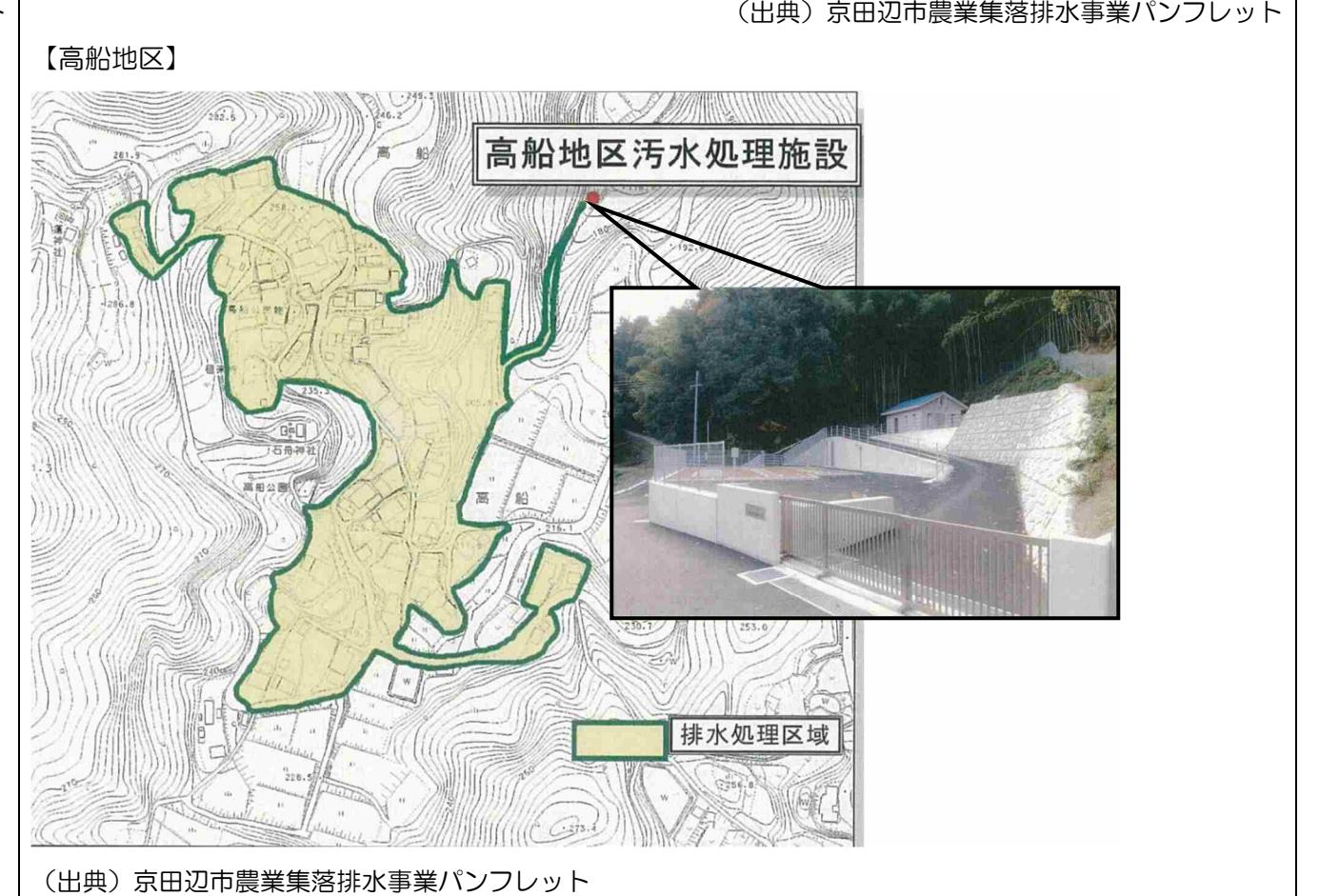
項目	打田	天王	高船
所在地	打田地蔵山4-2番地	天王大谷27-1番地	高船谷川34-1番地
処理能力 (日平均汚水量m ³ /日)	114	130	54
処理方式	JARUS-Ⅲ型	JARUS-Ⅲ型	JARUS-S型
処理性能	BOD 20mg/㍑以下 SS 50mg/㍑以下	BOD 20mg/㍑以下 SS 50mg/㍑以下	BOD 20mg/㍑以下 SS 50mg/㍑以下
敷地面積 (m ²)	996	980	1,250
工事費 (百万円)	201	319	161
工期	着工 平成5年4月 竣工 平成6年3月	着工 平成10年7月 竣工 平成11年6月	着工 平成16年9月 竣工 平成17年10月
事業主	京田辺市	京田辺市	京田辺市

（出典）京田辺市農業集落排水事業パンフレット

【打田地区】



（出典）京田辺市農業集落排水事業パンフレット

新 修正版	旧 前回ビジョン
<p>【天王地区】</p>  <p>天王地区汚水処理施設</p> <p>排水処理区域</p> <p>(出典) 京田辺市農業集落排水事業パンフレット</p>	<p>【天王地区】</p>  <p>天王地区汚水処理施設</p> <p>排水処理区域</p> <p>(出典) 京田辺市農業集落排水事業パンフレット</p>
<p>【高船地区】</p>  <p>高船地区汚水処理施設</p> <p>排水処理区域</p> <p>(出典) 京田辺市農業集落排水事業パンフレット</p>	<p>【高船地区】</p>  <p>高船地区汚水処理施設</p> <p>排水処理区域</p> <p>(出典) 京田辺市農業集落排水事業パンフレット</p>

新 修正版			旧 前回ビジョン																																																		
2.4.3 ポンプ施設			2.4.3 ポンプ施設																																																		
本市には、表 2.6 に示すとおり、公共下水道事業の処理区内にマンホールポンプが 3 箇所及び真空式ポンプ場（真空ステーション）が 2 箇所あります。			本市には、表 2.6 に示すとおり、公共下水道事業の処理区内にマンホールポンプが 3 箇所及び真空式ポンプ場（真空ステーション）が 2 箇所あります。																																																		
表 2.6 ポンプ場一覧（公共下水道）			表 2.6 ポンプ場一覧（公共下水道）																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>設置年度</th><th>寸法・能力</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飯岡地区 マンホールポンプ</td><td>H20(2008)</td><td>脱着式水中汚水ポンプ Φ80mm-1.5kw×2台</td></tr> <tr> <td>大住大坪地区 マンホールポンプ</td><td>H21(2009)</td><td>脱着式水中汚水ポンプ Φ65mm-1.5kw×2台</td></tr> <tr> <td>甘南備台地区 マンホールポンプ</td><td>H22(2010)</td><td>脱着式水中汚水ポンプ Φ75mm-3.7kw×2台</td></tr> <tr> <td>飯岡地区 真空ステーション</td><td>H20(2008)</td><td>汚水循環ポンプ Φ100mm-7.5kw-2.0m³/min×2台</td></tr> <tr> <td>一休ヶ丘地区 真空ステーション</td><td>H20(2008)</td><td>汚水循環ポンプ Φ80mm-5.5kw-1.7m³/min×2台</td></tr> </tbody> </table>			名称	設置年度	寸法・能力	飯岡地区 マンホールポンプ	H20(2008)	脱着式水中汚水ポンプ Φ80mm-1.5kw×2台	大住大坪地区 マンホールポンプ	H21(2009)	脱着式水中汚水ポンプ Φ65mm-1.5kw×2台	甘南備台地区 マンホールポンプ	H22(2010)	脱着式水中汚水ポンプ Φ75mm-3.7kw×2台	飯岡地区 真空ステーション	H20(2008)	汚水循環ポンプ Φ100mm-7.5kw-2.0m ³ /min×2台	一休ヶ丘地区 真空ステーション	H20(2008)	汚水循環ポンプ Φ80mm-5.5kw-1.7m ³ /min×2台	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>設置年度</th><th>寸法・能力</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飯岡地区 マンホールポンプ</td><td>H20(2008)</td><td>脱着式水中汚水ポンプ Φ80mm-1.5kw×2台</td></tr> <tr> <td>大住大坪地区 マンホールポンプ</td><td>H21(2009)</td><td>脱着式水中汚水ポンプ Φ65mm-1.5kw×2台</td></tr> <tr> <td>甘南備台地区 マンホールポンプ</td><td>H22(2010)</td><td>脱着式水中汚水ポンプ Φ75mm-3.7kw×2台</td></tr> <tr> <td>飯岡地区 真空ステーション</td><td>H20(2008)</td><td>汚水循環ポンプ Φ100mm-7.5kw-2.0m³/min×2台</td></tr> <tr> <td>一休ヶ丘地区 真空ステーション</td><td>H20(2008)</td><td>汚水循環ポンプ Φ80mm-5.5kw-1.7m³/min×2台</td></tr> </tbody> </table>			名称	設置年度	寸法・能力	飯岡地区 マンホールポンプ	H20(2008)	脱着式水中汚水ポンプ Φ80mm-1.5kw×2台	大住大坪地区 マンホールポンプ	H21(2009)	脱着式水中汚水ポンプ Φ65mm-1.5kw×2台	甘南備台地区 マンホールポンプ	H22(2010)	脱着式水中汚水ポンプ Φ75mm-3.7kw×2台	飯岡地区 真空ステーション	H20(2008)	汚水循環ポンプ Φ100mm-7.5kw-2.0m ³ /min×2台	一休ヶ丘地区 真空ステーション	H20(2008)	汚水循環ポンプ Φ80mm-5.5kw-1.7m ³ /min×2台												
名称	設置年度	寸法・能力																																																			
飯岡地区 マンホールポンプ	H20(2008)	脱着式水中汚水ポンプ Φ80mm-1.5kw×2台																																																			
大住大坪地区 マンホールポンプ	H21(2009)	脱着式水中汚水ポンプ Φ65mm-1.5kw×2台																																																			
甘南備台地区 マンホールポンプ	H22(2010)	脱着式水中汚水ポンプ Φ75mm-3.7kw×2台																																																			
飯岡地区 真空ステーション	H20(2008)	汚水循環ポンプ Φ100mm-7.5kw-2.0m ³ /min×2台																																																			
一休ヶ丘地区 真空ステーション	H20(2008)	汚水循環ポンプ Φ80mm-5.5kw-1.7m ³ /min×2台																																																			
名称	設置年度	寸法・能力																																																			
飯岡地区 マンホールポンプ	H20(2008)	脱着式水中汚水ポンプ Φ80mm-1.5kw×2台																																																			
大住大坪地区 マンホールポンプ	H21(2009)	脱着式水中汚水ポンプ Φ65mm-1.5kw×2台																																																			
甘南備台地区 マンホールポンプ	H22(2010)	脱着式水中汚水ポンプ Φ75mm-3.7kw×2台																																																			
飯岡地区 真空ステーション	H20(2008)	汚水循環ポンプ Φ100mm-7.5kw-2.0m ³ /min×2台																																																			
一休ヶ丘地区 真空ステーション	H20(2008)	汚水循環ポンプ Φ80mm-5.5kw-1.7m ³ /min×2台																																																			
(出典) 京田辺市公共下水道事業地方公営企業法適用業務委託（固定資産調査及び資産評価業務）業務報告書			(出典) 京田辺市公共下水道事業地方公営企業法適用業務委託（固定資産調査及び資産評価業務）業務報告書																																																		
また、表 2.7 に示すとおり、農業集落排水事業の打田地区に 1 箇所、天王地区に 7 箇所及び高船地区に 1 箇所、それぞれマンホールポンプがあります。			また、表 2.7 に示すとおり、農業集落排水事業の打田地区に 1 箇所、天王地区に 7 箇所及び高船地区に 1 箇所、それぞれマンホールポンプがあります。																																																		
表 2.7 ポンプ場一覧（農業集落排水事業）			表 2.7 ポンプ場一覧（農業集落排水事業）																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>設置年度</th><th>寸法・能力</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>打田 中継ポンプ場</td><td>H 5(1993)</td><td>水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台</td></tr> <tr> <td rowspan="7">天王</td><td>NO. 1 中継ポンプ場</td><td>H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台</td></tr> <tr> <td>NO. 2 中継ポンプ場</td><td>H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ65mm-3.7 kw×2台</td></tr> <tr> <td>NO. 3 中継ポンプ場</td><td>H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台</td></tr> <tr> <td>NO. 4 中継ポンプ場</td><td>H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台</td></tr> <tr> <td>NO. 5 中継ポンプ場</td><td>H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台</td></tr> <tr> <td>NO. 6 中継ポンプ場</td><td>H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.4 kw×2台</td></tr> <tr> <td>NO. 7 中継ポンプ場</td><td>H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台</td></tr> <tr> <td>高船</td><td>中継ポンプ場</td><td>H17(2005) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台</td></tr> </tbody> </table>			名称	設置年度	寸法・能力	打田 中継ポンプ場	H 5(1993)	水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台	天王	NO. 1 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台	NO. 2 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ65mm-3.7 kw×2台	NO. 3 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台	NO. 4 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台	NO. 5 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台	NO. 6 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.4 kw×2台	NO. 7 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台	高船	中継ポンプ場	H17(2005) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>設置年度</th><th>寸法・能力</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>打田 中継ポンプ場</td><td>H 5(1993)</td><td>水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台</td></tr> <tr> <td rowspan="7">天王</td><td>NO. 1 中継ポンプ場</td><td>H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台</td></tr> <tr> <td>NO. 2 中継ポンプ場</td><td>H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ65mm-3.7 kw×2台</td></tr> <tr> <td>NO. 3 中継ポンプ場</td><td>H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台</td></tr> <tr> <td>NO. 4 中継ポンプ場</td><td>H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台</td></tr> <tr> <td>NO. 5 中継ポンプ場</td><td>H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台</td></tr> <tr> <td>NO. 6 中継ポンプ場</td><td>H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.4 kw×2台</td></tr> <tr> <td>NO. 7 中継ポンプ場</td><td>H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台</td></tr> <tr> <td>高船</td><td>中継ポンプ場</td><td>H17(2005) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台</td></tr> </tbody> </table>			名称	設置年度	寸法・能力	打田 中継ポンプ場	H 5(1993)	水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台	天王	NO. 1 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台	NO. 2 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ65mm-3.7 kw×2台	NO. 3 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台	NO. 4 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台	NO. 5 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台	NO. 6 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.4 kw×2台	NO. 7 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台	高船	中継ポンプ場	H17(2005) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台
名称	設置年度	寸法・能力																																																			
打田 中継ポンプ場	H 5(1993)	水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台																																																			
天王	NO. 1 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台																																																			
	NO. 2 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ65mm-3.7 kw×2台																																																			
	NO. 3 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台																																																			
	NO. 4 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台																																																			
	NO. 5 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台																																																			
	NO. 6 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.4 kw×2台																																																			
	NO. 7 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台																																																			
高船	中継ポンプ場	H17(2005) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台																																																			
名称	設置年度	寸法・能力																																																			
打田 中継ポンプ場	H 5(1993)	水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台																																																			
天王	NO. 1 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台																																																			
	NO. 2 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ65mm-3.7 kw×2台																																																			
	NO. 3 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台																																																			
	NO. 4 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台																																																			
	NO. 5 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台																																																			
	NO. 6 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.4 kw×2台																																																			
	NO. 7 中継ポンプ場	H11(1999) 水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台																																																			
高船	中継ポンプ場	H17(2005) 水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台																																																			
(出典) 京田辺市公共下水道事業地方公営企業法適用業務委託（固定資産調査及び資産評価業務）業務報告書			(出典) 京田辺市公共下水道事業地方公営企業法適用業務委託（固定資産調査及び資産評価業務）業務報告書																																																		

新 修正版

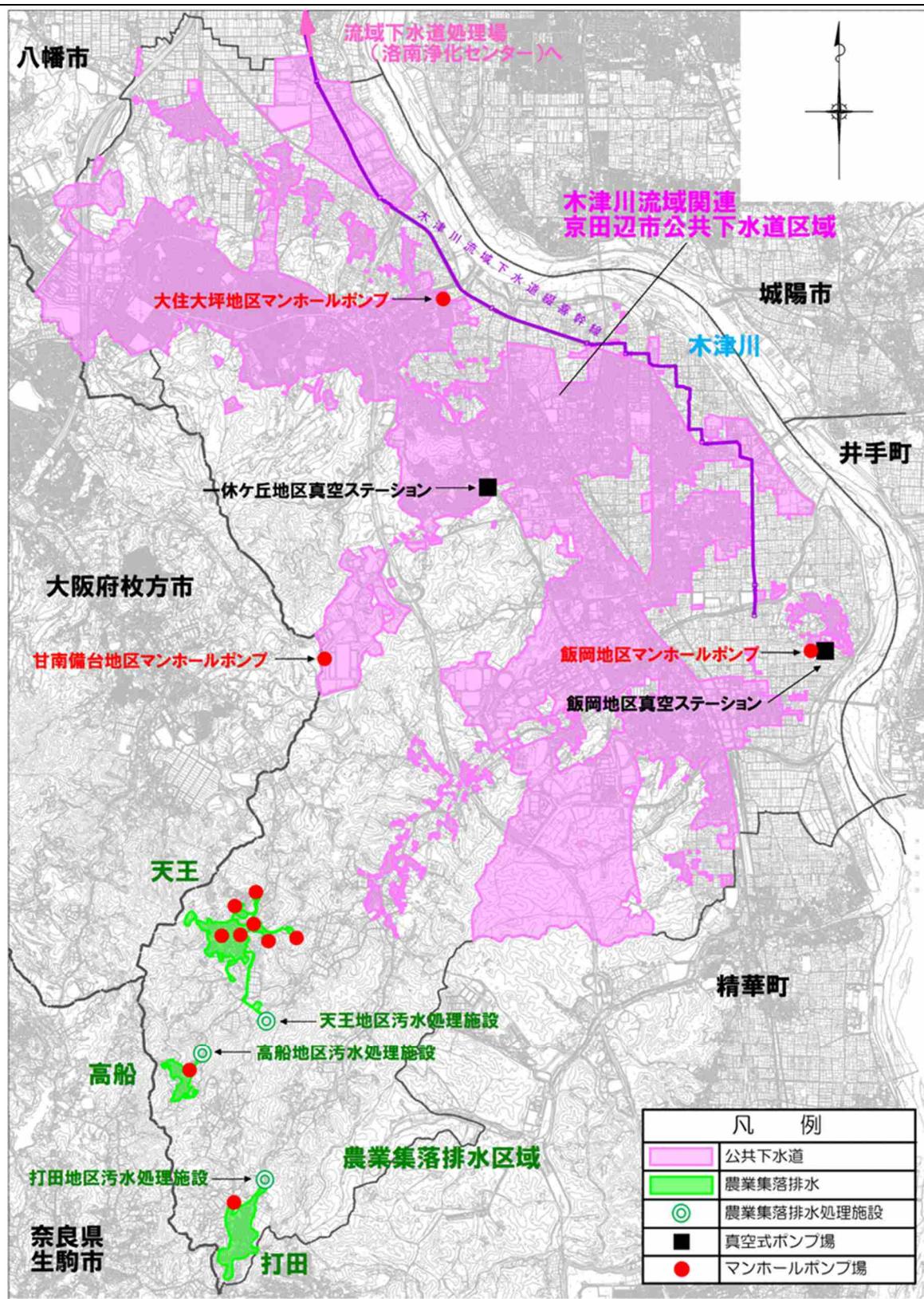


図 2.9 下水道施設位置図

旧 前回ビジョン

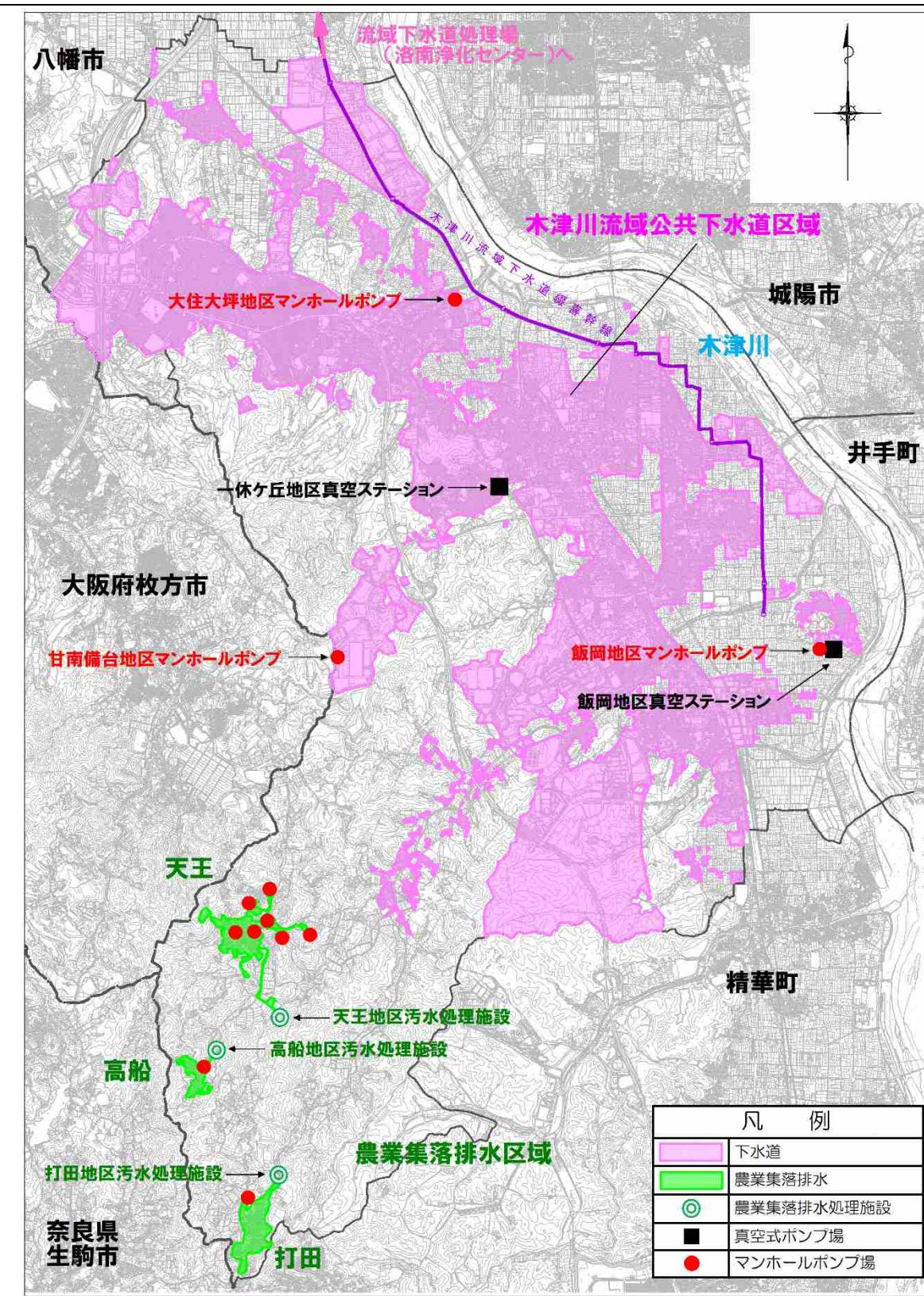


図 2.9 下水道施設位置図

2.5 関連事業の状況

木津川流域下水道は、木津川下流の6市2町の区域を対象として京都府で2番目に着手した流域下水道です。当初、木津川左岸流域の八幡市及び京田辺市の区域を対象として、昭和50年度(1975)に都市計画決定して事業着手し、その後、昭和57年度(1982)に木津川右岸地域の京都市、宇治市、城陽市、久御山町及び井手町の区域を合併する計画変更を行い、昭和61年(1986)3月に供用開始し、平成2年度(1990)に山城町(現木津川市)の区域を加える計画変更を行いました。

洛南浄化センターでは、汚泥処理過程で発生する消化ガスを燃料として発電を行う消化ガス発電施設が平成17年(2005)3月に完成し、同センターの年間使用電力量の約35%を貯っているほか、発電後の廃熱は、脱水ケーキを乾燥するのに利用し、乾燥汚泥として場外に搬出し、セメント原料として有効利用されます。

平成元年度(1989)には、処理場内の増築予定地に多目的グラウンド及びゲートボール場を設置し、地域住民のスポーツ振興・レクレーションの場として親しまれています。表2.8、図2.10～図2.11に流域下水道の概要を示します。

表2.8 木津川流域下水道の概要

項目	全体計画	事業実績
関係市町	京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町	
処理面積	6,924 ha	5,613 ha
処理人口	382,067人	370,469人
排除方式	分流式	
処理能力水量	210,300 m ³ /日	175,200 m ³ /日
標準法	-	24,000 m ³ /日
窒素・リン対応	210,300 m ³ /日	151,200 m ³ /日
放流先	宇治川	
幹線管渠	綴喜幹線 宇治幹線 向島幹線 計	14.5 km 24.5 km 4.8 km 43.8 km
		平成3年3月供用 平成13年10月供用 平成2年8月供用 全線供用
中継ポンプ場	山城中継ポンプ場	
終末処理場施設	名称 所在地 面積 処理方法 汚泥処理	洛南浄化センター 八幡市八幡焼木他 20.3 ha 凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過 標準活性汚泥法 凝集剤併用型バッファ流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過 嫌気・硝化内生脱窒法+急速ろ過 濃縮・消化・脱水・乾燥
法手続	都市計画決定 都市計画法事業認可 下水道法事業計画策定	当初昭和50年10月28日 最終変更平成12年2月18日 当初昭和50年12月9日 最終変更令和2年2月6日 当初昭和51年2月26日 最終変更令和2年1月22日
供用開始		昭和61年3月31日

(令和6年(2024)4月1日現在)

(出典) 京都府ホームページ

2.5 関連事業の状況

木津川流域下水道は、木津川下流の6市2町の区域を対象として京都府で2番目に着手した流域下水道です。当初、木津川左岸流域の八幡市及び京田辺市の区域を対象として、昭和50年度(1975)に都市計画決定して事業着手し、その後、昭和57年度(1982)に木津川右岸地域の京都市、宇治市、城陽市、久御山町及び井手町の区域を合併する計画変更を行い、昭和61年(1986)3月に供用開始し、平成2年度(1990)に山城町(現木津川市)の区域を加える計画変更を行いました。

洛南浄化センターでは、汚泥処理過程で発生する消化ガスを燃料として発電を行う消化ガス発電施設が平成17年(2005)3月に完成し、同センターの年間使用電力量の約35%を貯っているほか、発電後の廃熱は、脱水ケーキを乾燥するのに利用し、乾燥汚泥として場外に搬出し、セメント原料として有効利用されます。

平成元年度(1989)には、処理場内の増築予定地に多目的グラウンド及びゲートボール場を設置し、地域住民のスポーツ振興・レクレーションの場として親しまれています。表2.8、図2.10～図2.11に流域下水道の概要を示します。

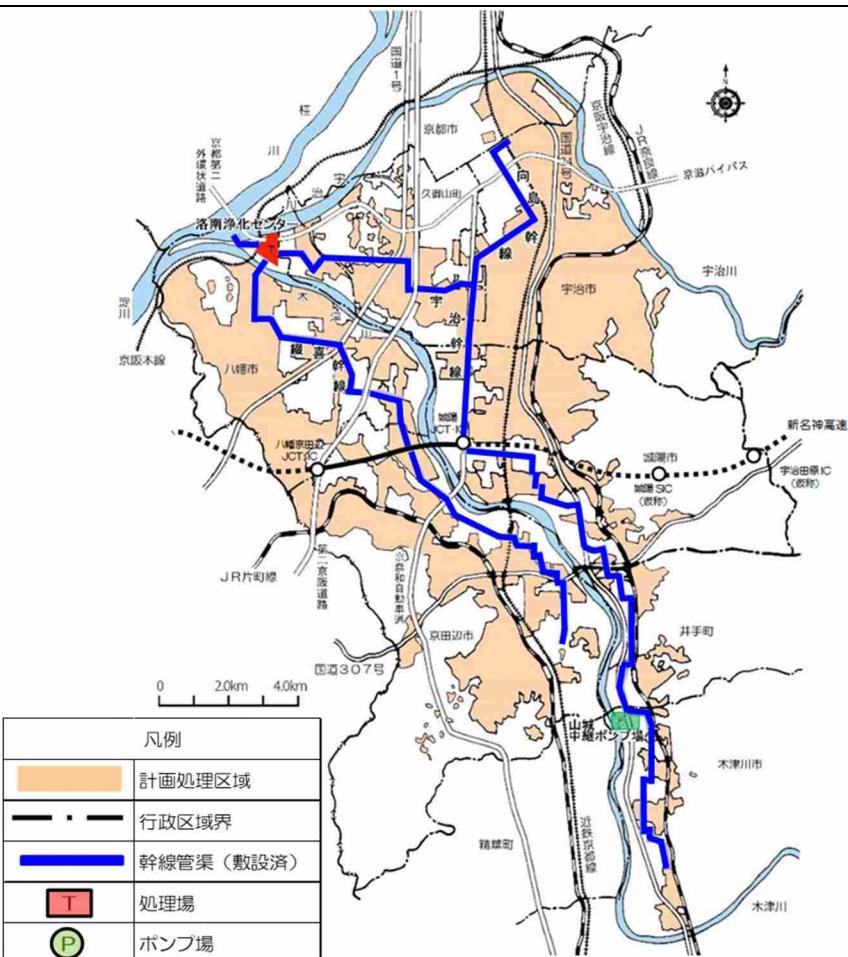
表2.8 木津川流域下水道の概要

項目	全体計画	事業実績
関係市町	京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町	
処理面積	6,669 ha	4,993 ha
処理人口	389,600人	364,921人
排除方式	分流式	
処理能力水量	218,200 m ³ /日	167,700 m ³ /日
標準法	-	48,000 m ³ /日
窒素・リン対応	218,200 m ³ /日	119,700 m ³ /日
放流先	宇治川	
幹線管渠	綴喜幹線 宇治幹線 向島幹線 計	14.5 km 24.5 km 4.8 km 43.8 km
		平成3年3月供用 平成13年10月供用 平成2年8月供用 全線供用
中継ポンプ場	山城中継ポンプ場	
終末処理場施設	名称 所在地 面積 処理方法 汚泥処理	洛南浄化センター 八幡市八幡焼木他 20.3 ha 凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過 標準活性汚泥法 凝集剤併用型バッファ流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過 嫌気・硝化内生脱窒法+急速ろ過 濃縮・消化・脱水・乾燥
法手続	都市計画決定 都市計画法事業認可 下水道法事業計画策定	当初昭和50年10月28日 最終変更平成12年2月18日 当初昭和50年12月9日 最終変更平成26年2月24日 当初昭和51年2月26日 最終変更平成25年8月26日
供用開始		昭和61年3月31日

(平成26年(2014)4月1日現在)

(出典) 京都府ホームページ

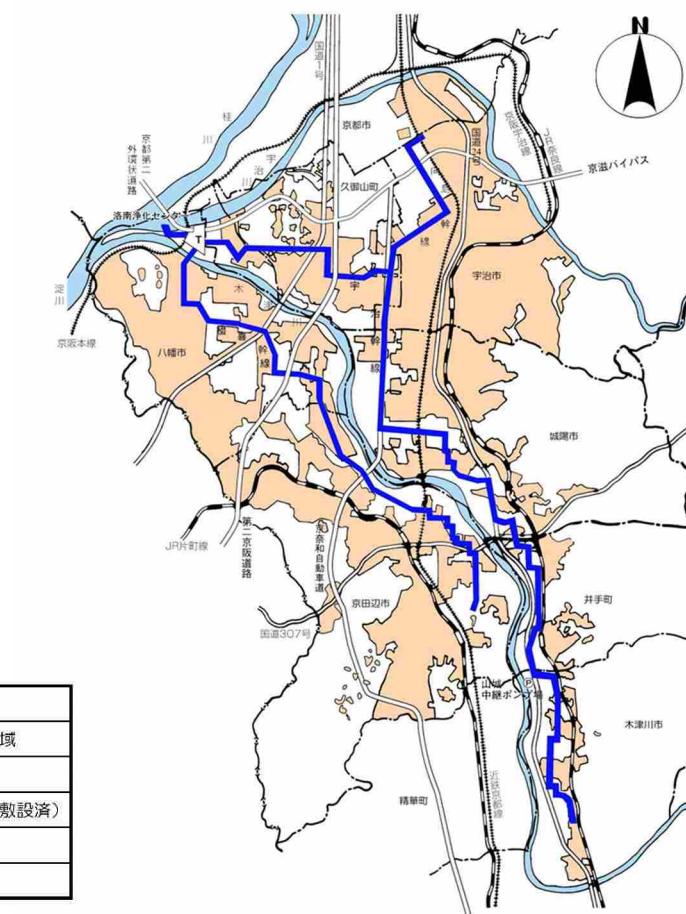
新 修正版



(出典) 京都府建設交通部下水道政策課

図 2.10 木津川流域下水道の概要図

旧 前回ビジョン



(出典) 京都府建設交通部水環境対策課

図 2.10 木津川流域下水道の概要図



(出典) 京都府建設交通部流域下水道事務所

図 2.11 洛南净化センター



(出典) 京都府建設交通部水環境対策課

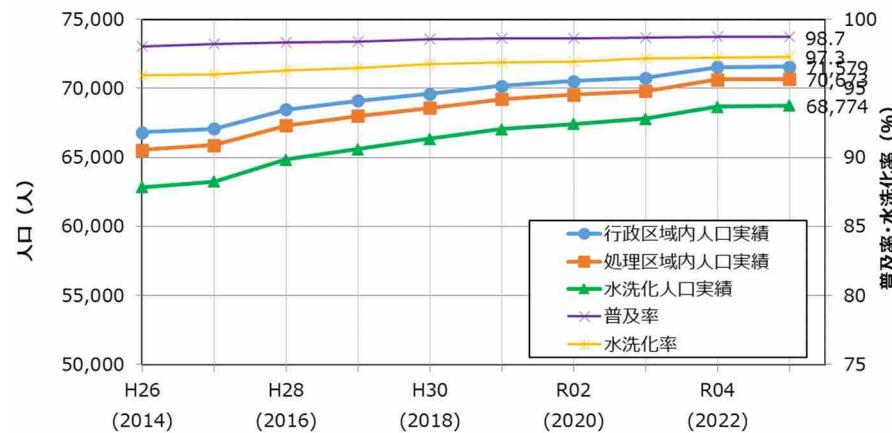
図 2.11 洛南净化センター

第3章 下水道事業の現状分析と評価

3.1 快適な水環境の創造（快適の視点）

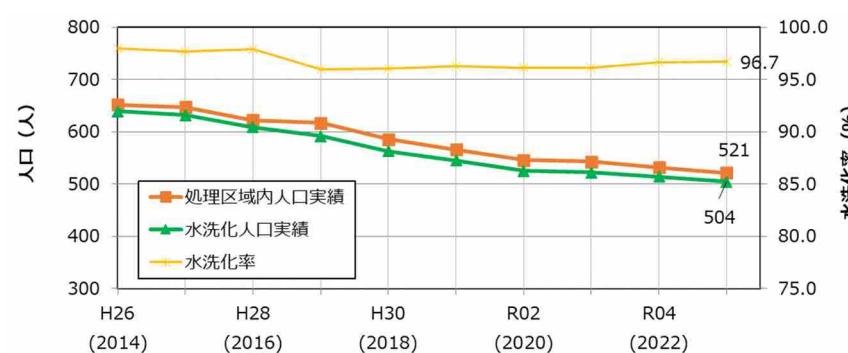
3.1.1 下水道の普及状況

公共下水道事業の令和5年度（2023）末現在の普及率は98.7%、水洗化率は97.3%であり、整備はほぼ完了しています（図3.1参照）。また、農業集落排水事業の整備も完了し、令和5年度（2023）末現在の水洗化率は96.7%となっています（図3.2参照）。



（出典）地方公営企業決算統計調査

図3.1 公共下水道事業の普及状況



（出典）地方公営企業決算統計調査

図3.2 農業集落排水事業の普及状況

施設の有効利用の観点から、整備済み区域はすみやかに水洗化する必要があります。さらなる向上をめざし、水洗化への啓発活動を実践していきます。

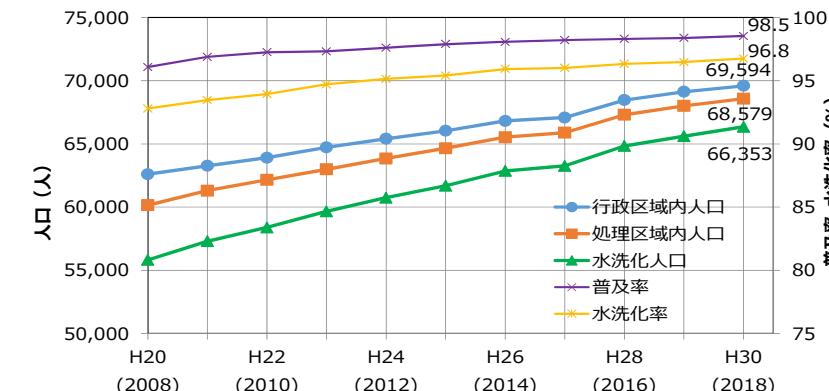
また、下水道整備が困難な地区が令和5年度（2023）で17箇所残っており、整備率をさらに向上するためには、個々に解消に向けた取り組みが必要となります。下水道の整備が困難な理由としては、施工の安全性が確保できることや、管路布設に対して河川や道路管理者の許可がとれない地形的条件、民地を占用しなければならない等の様々な現場条件があります。これらの各々の要因に対して、現場住民の協力を得ながら対応を進めていかなければなりません。

第3章 下水道事業の現状分析と評価

3.1 快適な水環境の創造（快適の視点）

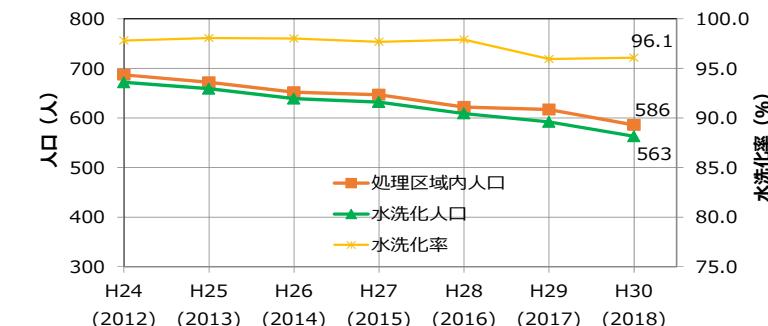
3.1.1 下水道の普及状況

公共下水道事業の平成30年度（2018）末現在の普及率は98.5%、水洗化率は96.8%であり、整備はほぼ完了しています（図3.1参照）。また、農業集落排水事業の整備も完了し、平成30年度（2018）末現在の水洗化率は96.1%となっています（図3.2参照）。



（出典）地方公営企業決算統計調査

図3.1 公共下水道事業の普及状況



（出典）地方公営企業決算統計調査

図3.2 農業集落排水事業の普及状況

施設の有効利用の観点から、整備済み区域はすみやかに水洗化する必要があります。さらなる向上をめざし、水洗化への啓発活動を実践していきます。

また、下水道整備が困難な地区が令和5年度（2023）で17箇所残っており、整備率をさらに向上するためには、個々に解消に向けた取り組みが必要となります。下水道の整備が困難な理由としては、施工の安全性が確保できることや、管路布設に対して河川や道路管理者の許可がとれない地形的条件、民地を占用しなければならない等の様々な現場条件があります。これらの各々の要因に対して、現場住民の協力を得ながら対応を進めていかなければなりません。

3.1.2 施設処理能力

本市の農業集落排水施設の稼働状況は、表3.1に示すとおりであり、良好な運転により公共用水域の水質保全に寄与しています。

表3.1 農業集落排水処理施設の稼働状況

地区名	処理方式	処理能力 (日平均汚水量) (m ³ /日)	処理性能	令和5年度末 実績放流水質 (mg/L) ※
打田	JARUS-Ⅲ型	114	BOD:20 S S : 50	7.1 6
天王	JARUS-Ⅲ型	130	BOD:20 S S : 50	7.8 5
高船	JARUS-S型	54	BOD:20 S S : 50	7.3 2

※実績放流水質は、令和6年(2024)3月12日採取の測定値(計量証明書)である。

(出典) 京田辺市上下水道部内資料

一方、公共下水道事業は、木津川流域下水道の終末処理場(洛南浄化センター)で他流域関連市町の汚水と合わせて適切に処理され、宇治川へ放流しています。

3.1.3 河川水質の状況

水の汚れを示す代表的な指標としてBOD(生物化学的酸素要求量)があり、この数値が大きいと川が汚れているということになります。

魚類に対しては、溪流等の清水域に生息するイワナやヤマメなどは2mg/L以下、サケ、アユなどは3mg/L以下、コイ、フナなどでは5mg/L以下の水質が必要とされています。

本市では、市内の主要な河川の水質を年に2回測定しモニタリングを行っています。市内を流れる河川の水質は表3.2に示すとおり、おおむね良好な状態を維持しています。

表3.2 市内河川の水質(BOD)

河川名	採水場所	令和5年度値 BOD (mg/L)	
		7月20日	11月14日
普賢寺川	木津川合流点手前	1.3	0.7
手原川	木津川合流手前	0.7	<0.5
防賀川	川田橋	2.2	1
天津神川	一休ヶ丘バス停付近	0.9	1.5
馬坂川	浜新田橋	1.3	0.7
遠藤川	下切山橋	1	<0.5
大谷川	今池付近	0.8	0.6

※上表は、市内河川のうち、京都府と京田辺市が管理する河川における代表的な採水地点の水質を示しています。

(出典) 京田辺市環境課の資料より抜粋

3.1.2 施設処理能力

本市の農業集落排水施設の稼働状況は、表3.1に示すとおりであり、良好な運転により公共用水域の水質保全に寄与しています。

表3.1 農業集落排水処理施設の稼働状況

地区名	処理方式	処理能力 (日平均汚水量) (m ³ /日)	処理性能	H30年度末 実績放流水質 (mg/L) ※
打田	JARUS-Ⅲ型	114	BOD:20 S S : 50	13 8
天王	JARUS-Ⅲ型	130	BOD:20 S S : 50	16 5
高船	JARUS-S型	54	BOD:20 S S : 50	14 4

※実績放流水質は、令和元年(2019)3月12日採取の測定値(計量証明書)である。

(出典) 京田辺市上下水道部内資料

一方、公共下水道事業は、流域下水道の終末処理場(洛南浄化センター)で他流域関連市町の汚水と合わせて適切に処理され、宇治川へ放流しています。

3.1.3 河川水質の状況

水の汚れを示す代表的な指標としてBOD(生物化学的酸素要求量)があり、この数値が大きいと川が汚れているということになります。

魚類に対しては、溪流等の清水域に生息するイワナやヤマメなどは2mg/L以下、サケ、アユなどは3mg/L以下、コイ、フナなどでは5mg/L以下の水質が必要とされています。

本市では、市内の主要な河川の水質を年に2回測定しモニタリングを行っています。市内を流れる河川の水質は表3.2に示すとおり、おおむね良好な状態を維持しています。

表3.2 市内河川の水質(BOD)

河川名	採水場所	平成30年度値 BOD (mg/L)	
		8月2日	12月13日
普賢寺川	木津川合流地点	1.3	1.0
手原川	木津川合流手前	0.9	0.6
防賀川	岩田橋	1.7	0.7
天津神川	一休ヶ丘バス停付近	3.4	1.0
馬坂川	浜新田橋	1.5	1.2
遠藤川	下切山橋	0.9	1.4
大谷川	今池付近	1.2	1.3

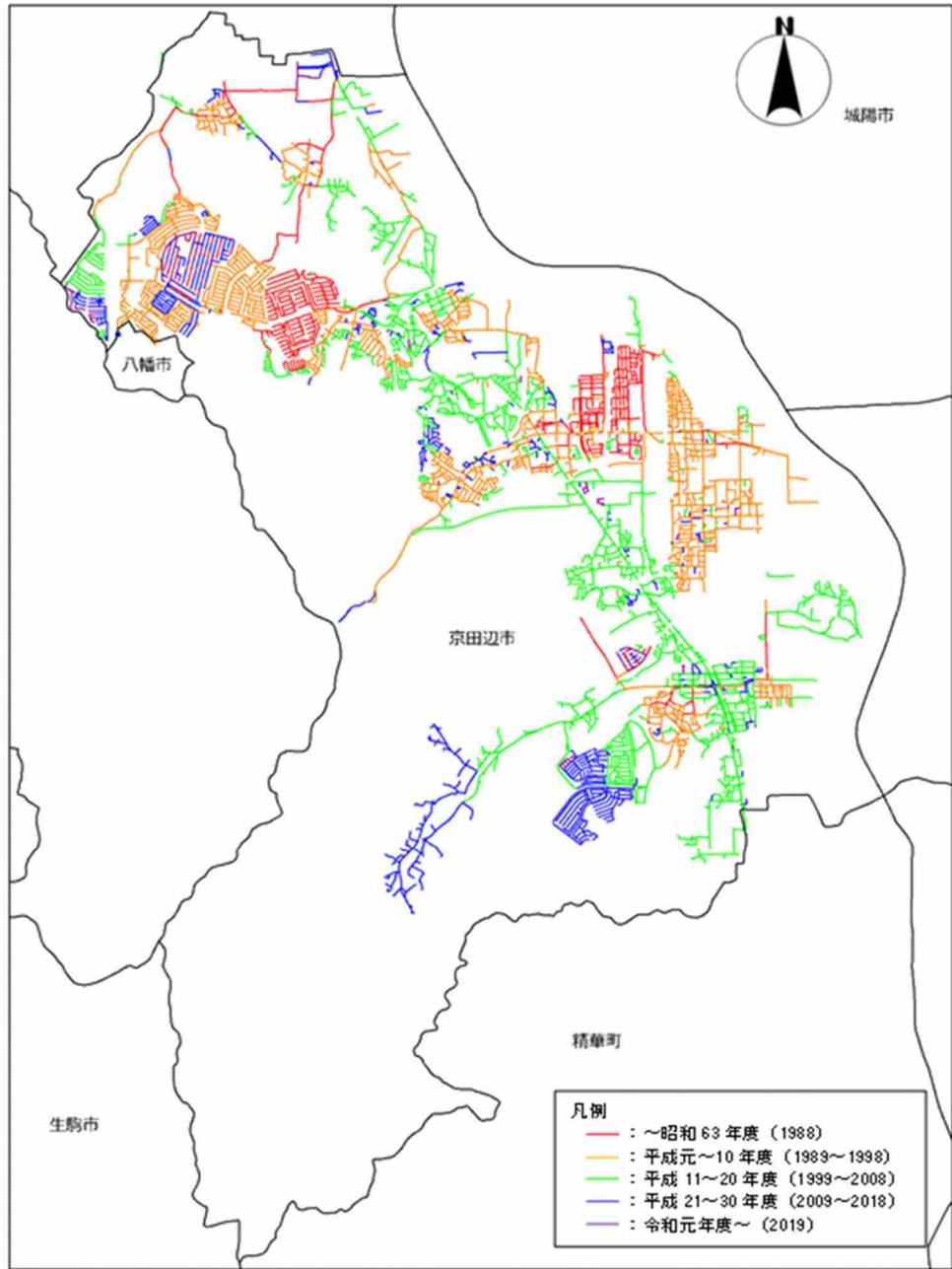
※上表は、市内河川のうち、京都府と京田辺市が管理する河川における代表的な採水地点の水質を示しています。

(出典) 京田辺市環境課の資料より抜粋

3.2 いつでも使える下水道の提供（安定の視点）

3.2.1 老朽化施設

本市の公共下水道事業は、昭和 54 年（1979）から事業を開始していますが、それ以前に開発事業で布設された管路も下水道に移管し、管理しています。中でも、松井ヶ丘及び同志社住宅の管路は本市で最も古く、標準耐用年数の 50 年に達した管路も存在します（図 3.3 参照）。



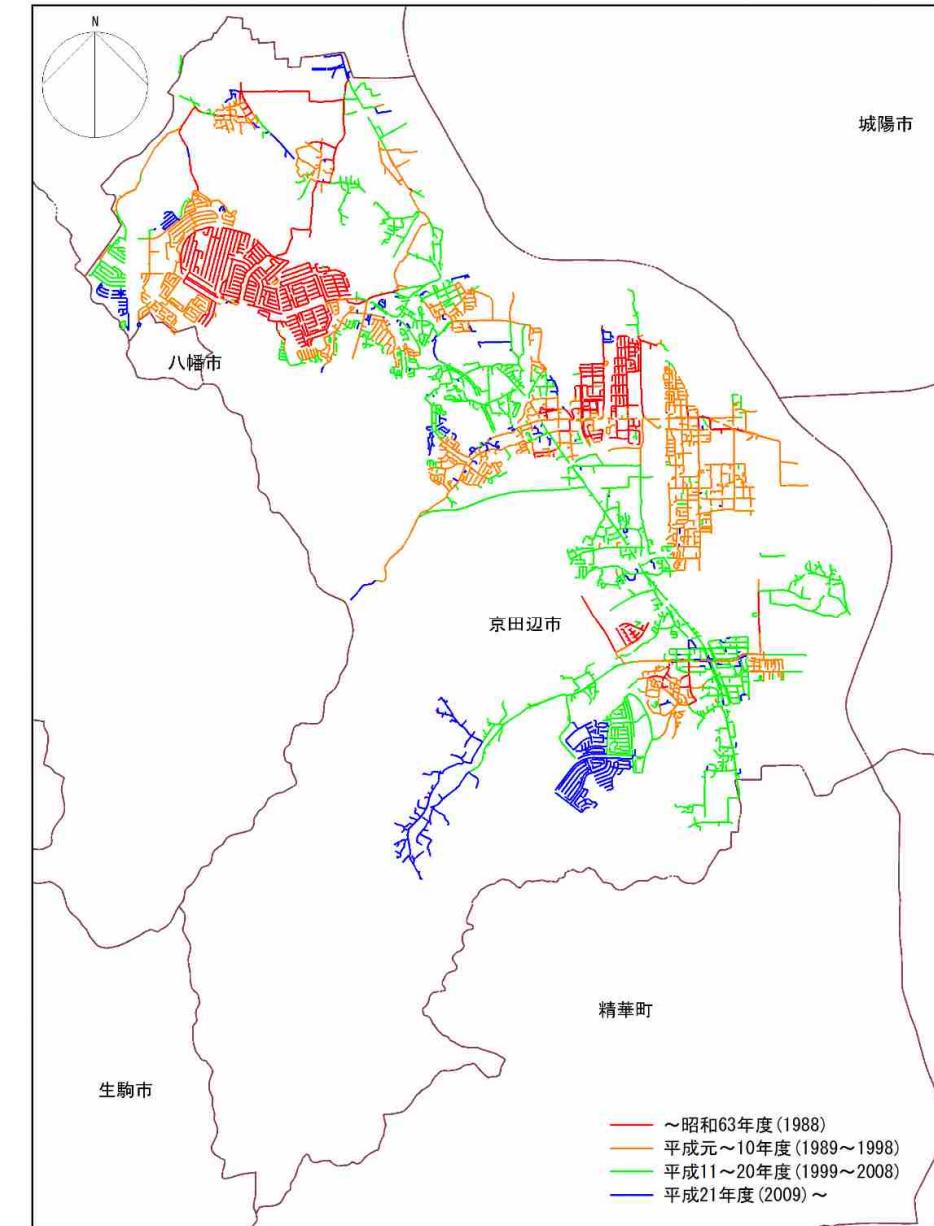
（出典）京田辺市下水道台帳システム

図 3.3 布設年度別の管路位置図

3.2 いつでも使える下水道の提供（安定の視点）

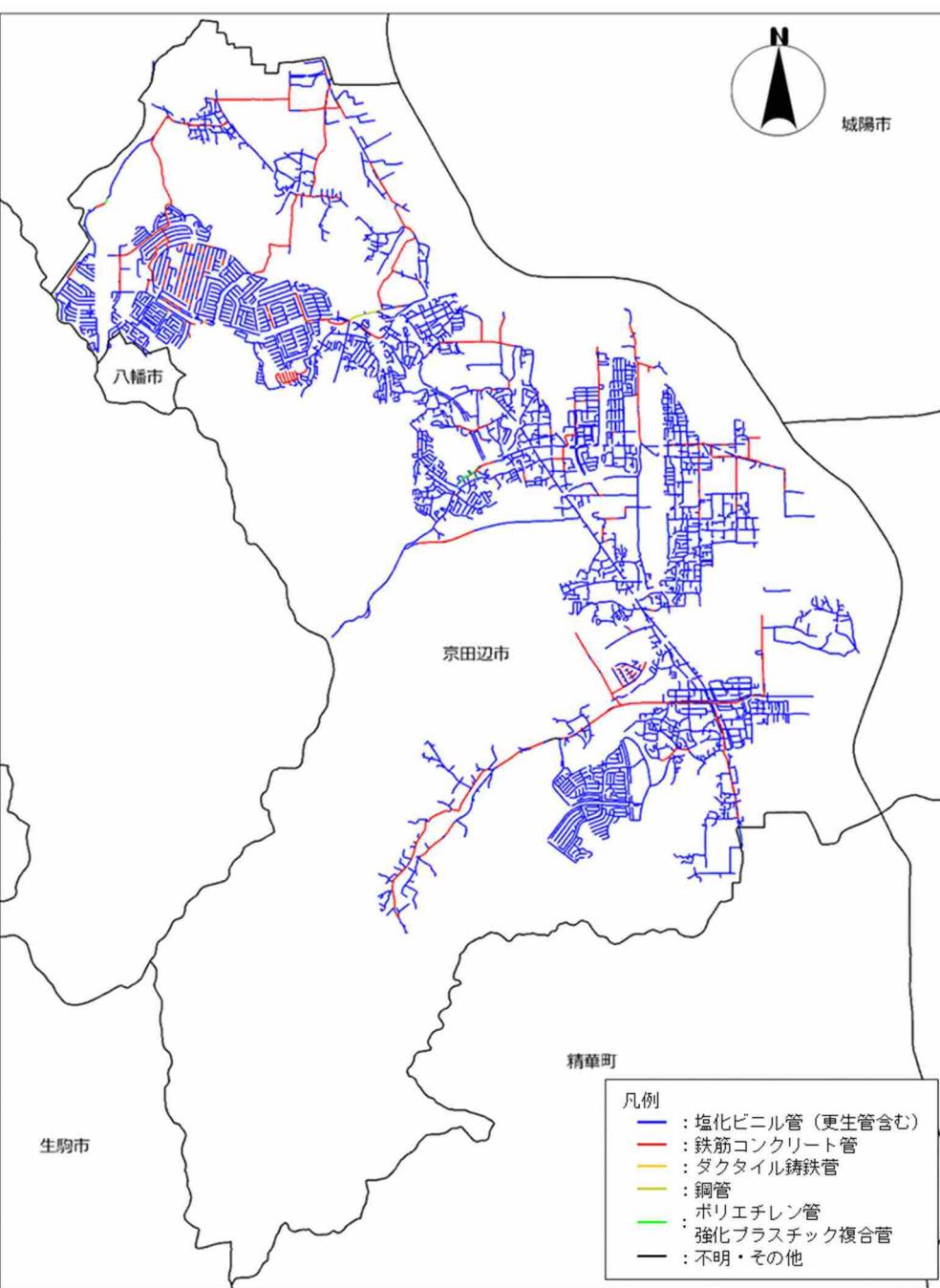
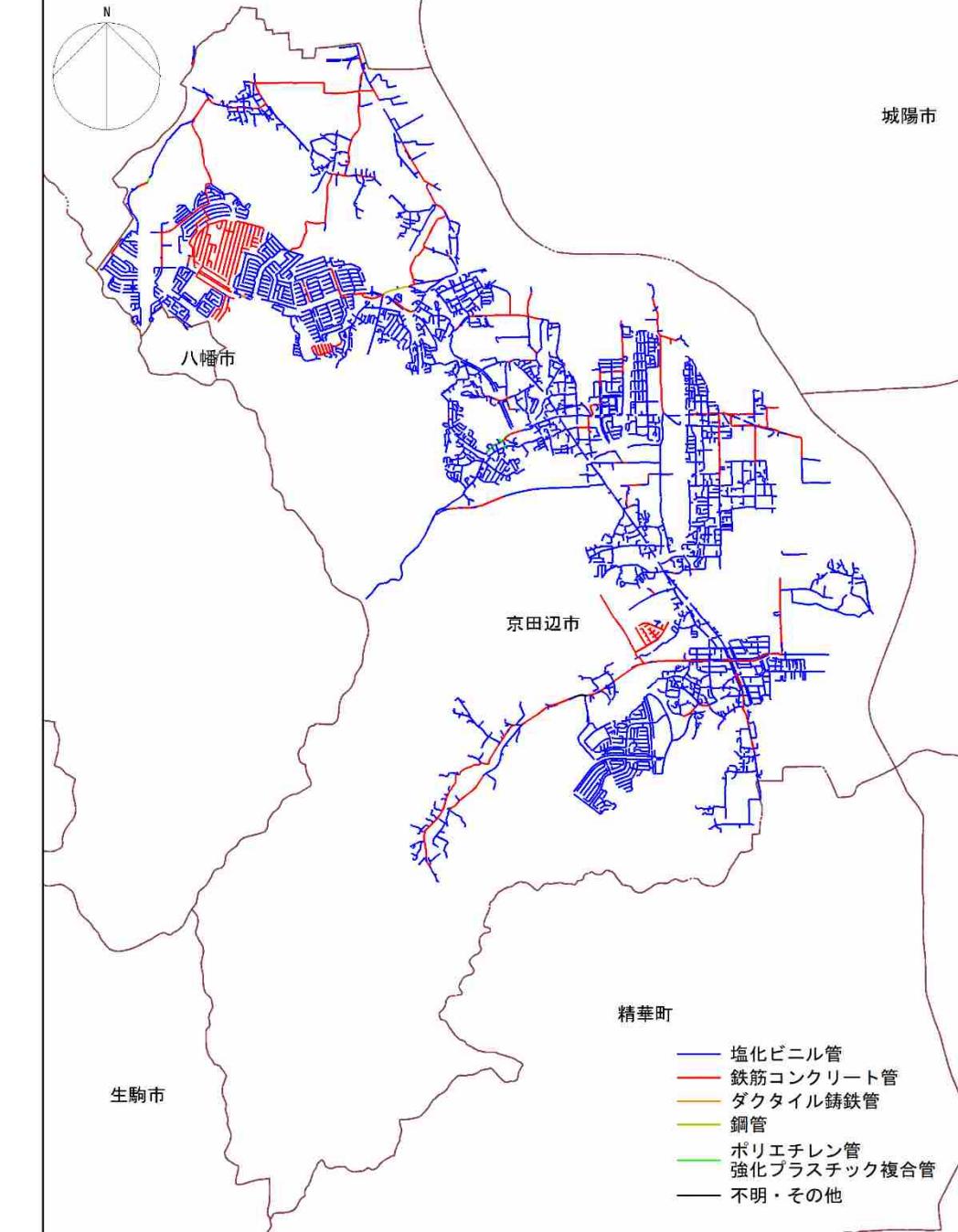
3.2.1 老朽化施設

本市の公共下水道事業は、昭和 54 年（1979）から事業を開始していますが、それ以前に開発事業で布設された管路も下水道に移管し、管理しています。中でも、松井ヶ丘及び同志社住宅の管路は本市で最も古く、数年以内に標準耐用年数の 50 年を迎えます（図 3.3 参照）。



（出典）京田辺市下水道台帳システム

図 3.3 布設年度別の管路位置図

新 修正版	旧 前回ビジョン
<p>また、本市の管路のほとんどは、塩化ビニル管という腐食の起こりにくい素材でできていますが、最も古い松井ヶ丘及び同志社住宅の管路は鉄筋コンクリート管であり、老朽化により道路陥没等を引き起こす原因となることがあります（図 3.4 参照）。</p> <p>現在は、ストックマネジメント計画に基づき、管路の点検・調査を行い改築・更新を進めています。</p>  <p>（出典）京田辺市下水道台帳システム</p> <p>図 3.4 管材質別の管路位置図</p>	<p>また、本市の管路のほとんどは、塩化ビニル管という腐食の起こりにくい素材でできていますが、最も古い松井ヶ丘及び同志社住宅の管路は鉄筋コンクリート管であり、老朽化により道路陥没等を引き起こす原因となることがあります（図 3.4 参照）。</p> <p>以上のことから、近年、松井ヶ丘では管路の改築・更新を進めています。</p>  <p>（出典）京田辺市下水道台帳システム</p> <p>図 3.4 管材質別の管路位置図</p>

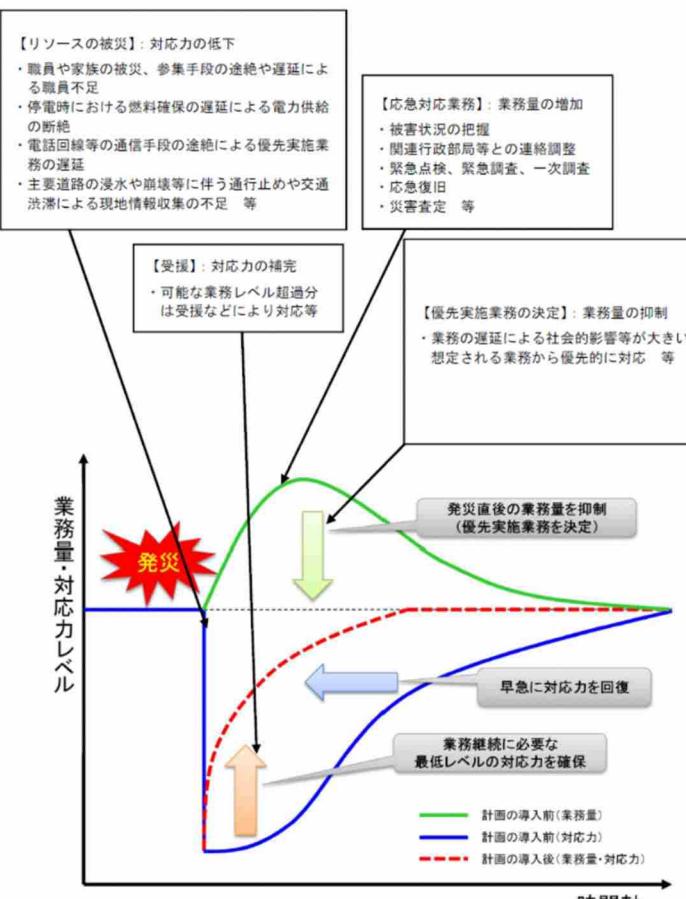
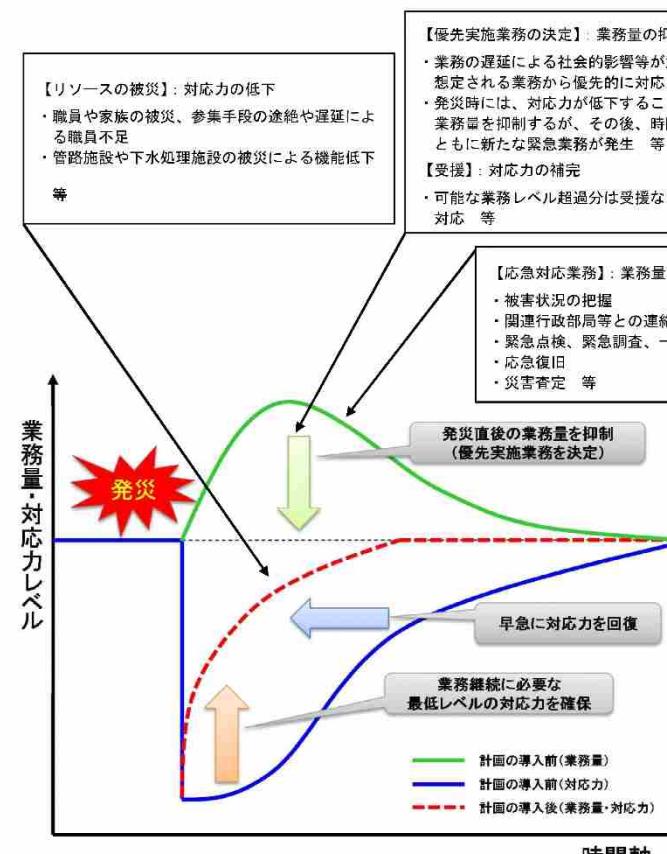
新 修正版	旧 前回ビジョン
<p>本市では、平成 26 年度（2014）に長寿命化計画を策定し、松井ヶ丘から順次対策工事を行ってきました。</p> <p>現在は、長寿命化計画を踏まえたストックマネジメント計画を令和元年度（2019）に策定し、計画に基づいて点検・調査及び対策工事を行っています。</p> <p>ストックマネジメント計画では、令和 3~6 年度にかけて市内全域で管路の点検・調査を実施し、陥没リスクが高い鉄筋コンクリート管でかつ、古い管路を対象に改築・更新工事を進めています。管路の改築・更新は、管更生工法と開削工法での布設替え工事で行います。</p> <p>管更生とは、老朽管をリニューアルする工事のことで既設管の内面をプラスチック材により被覆し新設管と同等にします。（図 3.5 及び図 3.6 参照）</p>	<p>松井ヶ丘では、平成 26 年度（2014）に長寿命化計画を策定し、計画に基づいた対策工事を順次行っています。長寿命化計画では、陥没リスクが高い鉄筋コンクリート管でかつ、古い管路を対象に改築・更新工事を進めています。管路の改築・更新は、管更生工法と開削工法での布設替え工事で行います。</p> <p>管更生とは、老朽管をリニューアルする工事のことで既設管の内面をプラスチック材により被覆し新設管と同等にします。（図 3.5 及び図 3.6 参照）</p>
<p>※管更生（プラスチック材による既設管路の内面を被覆）</p>	<p>※管更生（プラスチック材による既設管路の内面を被覆）</p>
<p>（出典）京田辺市上下水道部</p> <p>図 3.5 老朽管の改築・更新</p>	<p>（出典）京田辺市上下水道部</p> <p>図 3.5 松井ヶ丘の老朽管の改築・更新</p>

（出典）管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017 年版-
公益社団法人日本下水道協会

図 3.6 管更生の施工概要（例）

（出典）管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2017 年版-
公益社団法人日本下水道協会

図 3.6 管更生の施工概要（例）

新 修正版	旧 前回ビジョン
<p>3.2.2 耐震化の進捗状況</p> <p>本市周辺には複数の断層があり、過去に大規模な地震が起きた記録も残っています。京都府地震被害想定調査では、生駒断層を震源とする地震で震度6弱～震度7の揺れ、低平地での液状化が想定されています。</p> <p>平常時に限らず、地震時の非常時にも“いつでも”下水道を使えるように、老朽設備や老朽管路の改築・更新にあわせて耐震性を強化していきます。</p> <p>3.2.3 危機管理体制の構築</p> <p>下水道施設の耐震化とは別に、適切な被害想定に基づく防災・減災を推進する考え方のもと、事業継続体制に取り組み、災害に強い下水道をめざします。安心・安全なまちづくりのため、防災・減災体制の強化及び危機管理体制の強化をめざします。</p> <p>現状は、「簡易版下水道BCP※」を策定済ですが、今後は「詳細版の下水道BCP」を策定し、計画に基づいた危機管理体制の強化、訓練の実施をしていきます。</p> <p>※BCP：Business Continuity Plan＝事業継続計画</p> 	<p>3.2.2 耐震化の進捗状況</p> <p>本市周辺には複数の断層があり、過去に大規模な地震が起きた記録も残っています。京都府地震被害想定調査では、生駒断層を震源とする地震で震度6弱～震度7の揺れ、低平地での液状化が想定されています。</p> <p>平常時に限らず、地震時の非常時にも“いつでも”下水道を使えるように、老朽設備や老朽管路の改築・更新にあわせて耐震性を強化していきます。</p> <p>3.2.3 危機管理体制の構築</p> <p>下水道施設の耐震化とは別に、適切な被害想定に基づく防災・減災を推進する考え方のもと、事業継続体制に取り組み、災害に強い下水道をめざします。安心・安全なまちづくりのため、防災・減災体制の強化及び危機管理体制の強化をめざします。</p> <p>現状は、「簡易版下水道BCP※」を策定済ですが、今後は「詳細版の下水道BCP」を策定し、計画に基づいた危機管理体制の強化、訓練の実施をしていきます。</p> <p>※BCP：Business Continuity Plan＝事業継続計画</p> 

(出典) 下水道 BCP 策定マニュアル 2022 年版 (自然災害編) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部

図 3.7 下水道 BCP の導入に伴う効果イメージ

(出典) 下水道 BCP 策定マニュアル 2017 年版 (地震・津波編)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

図 3.7 下水道 BCP の導入に伴う効果イメージ

新 修正版	旧 前回ビジョン
<p>3.2.4 非常時対策</p> <p>飯岡地区のマンホールポンプと真空ポンプ場では、災害に備え自家発電設備を令和元年度（2019）に整備しました。本地区には病院や老人ホーム等の災害弱者に係わる施設があることから、整備の必要性がありました。これにより、飯岡地区では停電時でも下水道を使えるようになりました。</p>  <p>図 3.8 飯岡地区の自家発電設備</p>	<p>3.2.4 非常時対策</p> <p>飯岡地区のマンホールポンプと真空ポンプ場では、災害に備え自家発電設備を令和元年度（2019）に整備しました。本地区には病院や老人ホーム等の災害弱者に係わる施設があることから、整備の必要性がありました。これにより、飯岡地区では停電時でも下水道を使えるようになりました。</p>  <p>図 3.8 飯岡地区の自家発電設備</p>

3.3 安定した事業運営（持続の視点）

3.3.1 経営・財務の状況

①下水道事業会計におけるお金の流れ

下水道事業会計は、収益的収支と資本的収支という2つの会計からなります。収益的収支は1年間の経常的な営業活動に伴って発生する収益と費用を整理したものです。資本的収支は、長期的な事業活動に必要な支出（建設改良費用等）と収入（その財源）を整理したものであり、収益的収支で生まれた減価償却費は内部留保資金として貯えられ、資本的収支の不足額に充当されます（図3.9参照）。

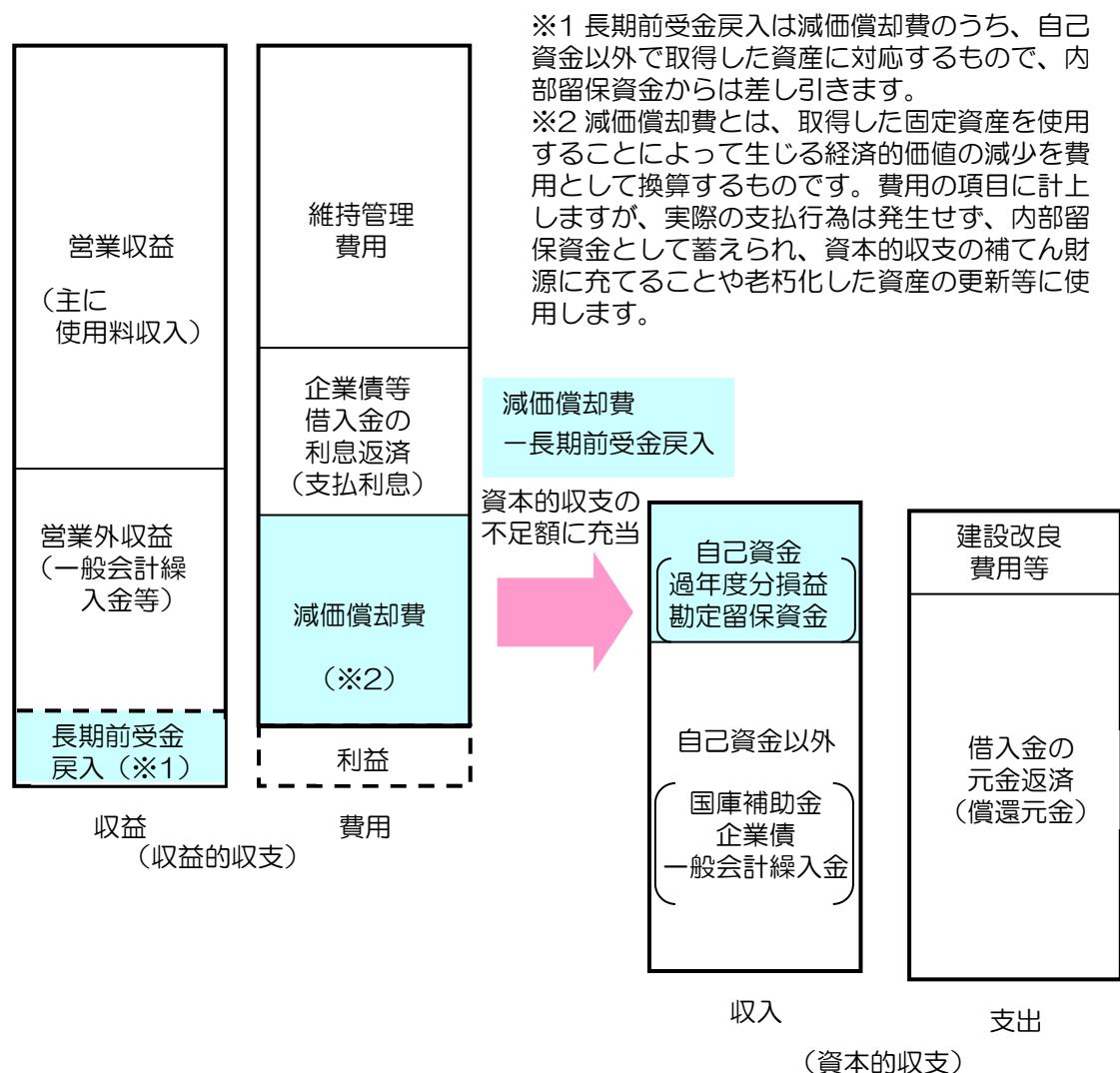


図3.9 下水道事業会計におけるお金の流れ

3.3 安定した事業運営（持続の視点）

3.3.1 経営・財務の状況

①下水道事業会計におけるお金の流れ

下水道事業会計は、収益的収支と資本的収支という2つの会計からなります。収益的収支は1年間の経常的な営業活動に伴って発生する収益と費用を整理したものです。資本的収支は、長期的な事業活動に必要な支出（建設改良費用等）と収入（その財源）を整理したものであり、収益的収支で生まれた減価償却費は内部留保資金として貯えられ、資本的収支の不足額に充当されます（図3.9参照）。

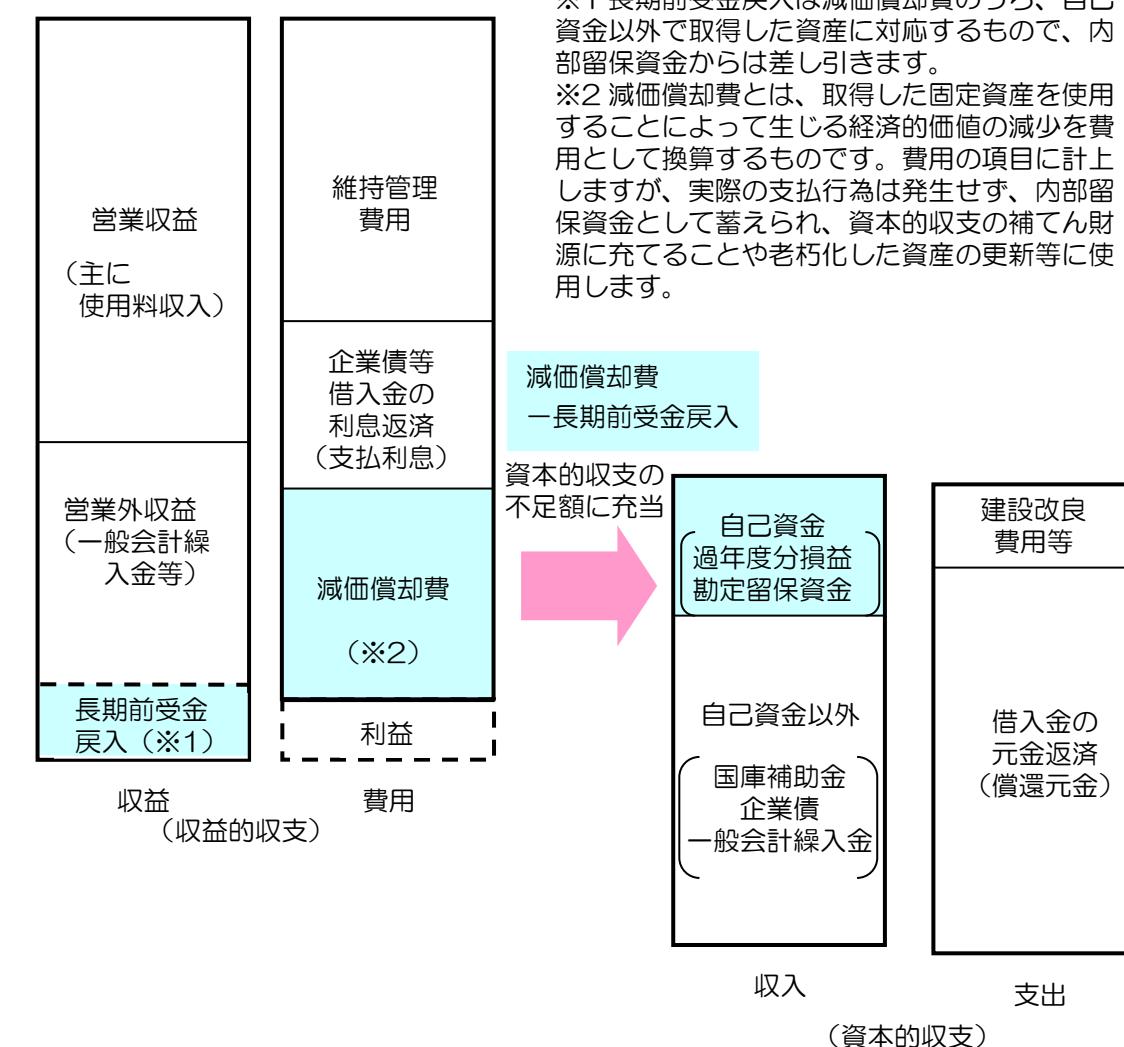


図3.9 下水道事業会計におけるお金の流れ